

午前10時4分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規程により、議長において8番 松原義樹君、9番 奥和田好吉君の両君を指名いたします。

会議に入るに先立ちまして、昨日の林議員の一般質問において理事者の答弁漏れがありましたので、その件に限り理事者より答弁をいたさせます。細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

樽井葬祭場建設検討に関しまして、樽井財産区での審議でございますが、一昨年の平成10年1月17日開催の管理会におきまして、葬祭場建設検討委員会からの要請を受けまして、基本計画案作成費用を財産区で支出することを決定してございます。この件に関しましては、昨年10月開催の平成10年度決算委員会におきまして御審議いただいたところでございます。

その後の財産区管理会でのこの件に関します審議でございますが、決算委員会開催以前の昨年9月、新役員が決定されて以降、7回の管理会を開催してございますが、葬祭場建設に関しましては一切議題に上っておらないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、17番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

17番（島原正嗣君） 皆さんおはようございます。本格的な梅雨期に入りまして、皆様御健勝で議会活動に御専念をされておりますことを心からお喜びを申し上げたいと思います。私も微力ではありますが、前回の選挙を初め一生懸命頑張らせて

いただいております。

それでは、御指名をいただきましたので、平成12年第2回本市定例会に際しまして、新進市民連合の立場から、既に通告をいたしております大綱9点にわたりまして質問を行わせていただきます。私は、具体的な質問を行う前に、先般行われました衆議院総選挙に際し、大変僭越ではございますが、私なりの所見について若干言及をさせていただきます。

20世紀最後の総選挙の結果は、変革の時代を引き続き自民、公明、保守3党の連立政権に国民すべての夢と希望を託す結果になりました。新生日本の新たなる構築、21世紀初頭の政治を担う政権政党の責任は、極めて重大であろうと思っております。

また、第2次森政権の政策課題は、まず景気の対策であろうと思っております。第2は、経済の構築、経済の改革であろうと思っております。第3は、IT革命への対応、第4は、社会保障制度の改革や教育改革、沖縄サミット、朝鮮半島情勢への対応など多くの政策課題が求められているところであります。今後は国家と国民に対し、何をなし、何をしなかったのか、森内閣を中心とする自・公・保連立政権の真価が厳しく問われるところでもあります。

一方、私どもの地方行政におきましても、地方分権の具体的な推進、さらに地方財政危機への対応、少子・高齢化への取り組みなど多くの課題が山積をいたしているところでございます。また、行政としても抜本的な対策が求められておるところであります。私は、以上の状況認識に立ちまして、これから具体的な質問に入らさせていただきます。

大綱第1点の質問は、関西空港問題についてお尋ねをいたします。

まず、第1の問いは、全体構想第2期事業の進捗状況についてお答えをいただきたい。

関西空港第2の問題は、南ルートについてその後の進捗状況、状況経過についてお答えをいただきたいものであります。

空港問題第3の問いは、先般来、新聞報道がありました空港本島の地盤沈下についての状況経過

についての御答弁を賜りたいのであります。

大綱第2点の質問は、泉南済生会病院問題についてお尋ねをいたします。

一般来の新聞報道によりますと、施工業者等の決定があり、事業に早期着手とありましたが、本事業の進捗状況についての具体的な御答弁を賜りたいものであります。

大綱第3点の質問は、清掃行政に関する問題についてお尋ねをいたします。

高層住宅、高層マンション等に在住する皆さん、高齢者、障害者に対するごみ収集の対応策について御答弁を賜りたいのであります。あわせて、現在ダイオキシン等の対応策の一環として、焼却炉の一部入れかえ補修を行っているようですが、その状況経過について御答弁をいただきたい。

大綱第4点の質問は、環境問題についてお尋ねをいたします。

環境問題第1の問いは、従来から問題となっております樫井川周辺の悪臭問題であります。現在でも時々であります。従来からいたしますとそのような極端なおいではないわけですが、まだいまだにおいがするという連絡等もございしますが、その後どのような行政指導を行ってきたのか、具体的な御答弁をいただきたいと思っております。

環境問題第2の問いは、樫井川全体の環境整備を今後どうしていくのか、対応策をお示ししていただきたい。また、樫井川の水質はワーストワンという新聞報道もございました。その後、きのうも御質問が北出議員から出ておりましたけれども、どのような対応がされてきたのか、あるいは今後どのような状況に置かれているのか、御答弁をいただきたいと思っております。

大綱第5点の質問は、財政問題についてお尋ねをいたします。

財政危機は、国におきまして645兆円の借金財政、各地方自治体も財政という台所は、まさに火の車であります。本市も非常に厳しい財政環境に置かれているところでありますが、今後健全財政に対する具体的対策と中長期にわたる財政展望をお示し願いたいのであります。

大綱第6点の質問は、教育問題についてお尋ねをいたします。

昨日も松本議員の方から御質問がございましたが、教育問題の第1の問いは、学校教育施設の具体的改善策について、具体的にどのようになされるのか、お示しをいただきたいのであります。

教育問題第2の問いは、学校現場での問題行動の状況経過について、お答えをいただきたいのであります。

大綱第7点の質問は、市道、生活道路についての質問であります。本問題は十分対応されますよう要望、意見にかえさせていただきます。したがって、御答弁の必要はありません。

大綱第8点の質問は、市営3団地並びに府営吉見岡田住宅の建てかえ問題についてお尋ねをいたします。

住宅問題の第1の問いは、市営3団地に対する大阪地裁堺支部でのその後の係争状況について、具体的に御答弁をいただきたい。

住宅問題第2の問いは、府営吉見岡田住宅の建てかえ問題についての状況経過について、あわせて御答弁をいただきたい。

大綱第9点の質問は、庁内各部、各課の職場環境の改善についてお尋ねをいたします。

現在の庁舎は、御存じのとおり本来町役場時代に建設をされ、人口も当時はたしか2万5,000程度であり、職員数も現在の2分の1程度ではなかったのかなど。現在のような職場環境ではなく、当時は各職場に十分なゆとりやスペースが提供されておりましたが、現在では各職場ともに作業量も増大し、OA化による機器の導入、配置によって職場そのものが非常に窮屈であり狭くなり、そのような環境であろうと思っております。したがって、もっと快適な職場環境に改善すべきではないかと考えるものであります。これらに対する所見を伺いたいものであります。

以上、大綱9点にわたる質問であります。理事者におかれましては具体的かつ明快な御答弁をお願いいたしまして、演壇からの質問を終わります。

以上です。

議長（嶋本五男君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港の3つの問題

がございましたけども、南ルートについて私の方から御答弁を申し上げます。

ここ一、二年、南ルートを取り巻く状況は、大きく前進をしております。すなわち、昨年3月に発表されました国の5省庁によります関西国際空港を活用した広域国際交流圏整備計画調査報告書に事実上南ルートの必要性が記載されたわけでございます。

その後、昨年秋の11月に行われました衆議院運輸委員会におきましての質疑の中で、二階運輸大臣が運輸省としても空港連絡南ルートについての調査研究を行ってまいりたい旨の答弁が行われて、それを受けまして今年度において運輸省、建設省の両省が中心となりまして、地元の大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、さらには関空会社の7社によります共同調査が実施されることになりました。総額で約4,900万円の規模でございます。これまで本市が提起してきた政策や活動が着実に前進をしておりますことに対しまして、大変私自身もうれしく思っているところでございます。

このような状況下におきまして、南ルートの実現に向けましてより積極的かつ広がりを持った活動を展開していく必要があるということで、先般来から私も近隣市町並びに和歌山市長初め近隣の皆さんにお会いをして、期成同盟会のような組織を立ち上げたいということで運動をしております。

その結果、大阪側につきましては泉佐野市から岬町までの3市2町、和歌山側につきましては和歌山市と海南市、それと那賀郡の6町、合計5市8町によりまして関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立することになりました。それによりまして、今後は広報活動や国を初め関係機関への要望活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、期成会の立ち上げにつきましては、7月の下旬を予定いたしております、その場で期成同盟会の立ち上げをしたいというふうに思っております。現在、鋭意準備を進めているところでございます。

今後とも市議会の御理解もいただきながら、空

港連絡南ルートの早期実現に向けまして最大限の努力をしてみたいと存じております。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 私の方から、空港問題の2期の進捗と地盤沈下の状況について御説明をさせていただきますと思います。

関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えております。当面、第7次空港整備計画において、最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められます。

2期事業につきましては、昨年3月29日の市議会本会議で公有水面埋め立てについての議案に同意いただき、同月31日に2市1町の市長、町長が埋め立てに同意する旨の回答書を大阪府知事に提出いたしました。その後、関係省庁の認可等がございまして、7月14日に着工されたことは御承知のとおりであります。目下、工事は順調に進捗をいたしております、現在地盤改良と護岸工事が行われているところであります。

もう少し詳しく説明いたしますと、地盤改良につきましては、2年次までということで平成11年、12年、それと護岸工事は7年次まででございますので平成11年から平成17年まで、埋立工事につきましては、2年次の終わりごろから始まりまして8年次、平成18年開港前年まで続くという予定でございます。空港施設は4年次、平成14年ごろから始まりまして9年次、平成18年の供用開始の年まで続くということになっております。

なお、この5月1日には、2期島北西角の地点に鉄筋コンクリート製のケーソンが据えつけられたことにより、2期事業において初めてその一部が海上にあらわれることとなりました。ちなみに、護岸全体が海面上に姿を見せるのは、2002年度半ばになるというふうに聞いております。

次に、地盤沈下の関係でございますけれども、過般、関西国際空港の地盤沈下についての新聞報道がございました。これに関しましては、私どもも関空会社に照会をいたしましたところ、次のよ

うな回答がございました。関空島の沈下速度は、開港当初は年間50センチであったものが最近では20センチ台にまでなっており、徐々に収束をしており、場所によってはばらつきはあるものの、おおむね沈下は予測の範囲におさまるものと考えている。

なお、同記事は当初予測より約1メートル地盤沈下が進んでいるということが関空会社の調べでわかったということが記載されておりますけれども、空港島の沈下につきましては、現在、学識経験者などにより検討を行っているところですが、当初予測を上回るものではない。

この回答があったことは、6月9日開催の市議会の空港問題対策特別委員会でも御報告をさしていただいたところでございます。いずれにいたしましても、現在学識者などにより検討が行われているということでございますので、今後その結果を市としても求めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上が空港関連の御答弁でございます。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。
議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 島原議員御質問の済生会泉南病院に関する件について御答弁申し上げます。

済生会泉南病院の進捗状況でございますが、従来より空港関連事業の要望事項の1つとして、済生会泉南病院の整備充実について要望してまいりました。平成10年6月に泉南福祉医療保健ゾーン整備計画が提示され、この計画に沿って病院、老人保健施設の合築や特別養護老人ホーム並びにシルバーハウジング等を一体的に整備することで、単独施設では補い切れない機能を互いに施設が補完し合い、福祉・医療・保健ゾーンの整備充実が図られると考えております。

また、各施設の建設につきましては、特別養護老人ホームの建築の契約がこの3月になされました。しかしながら、各施設の運営について大阪府と済生会東京本部並びに大阪支部との事務調整中であり、着工が若干おくれております。この間、大阪府に状況を伺っておりますが、本部との調整はほぼ合意に至り、あとバックアップ病院となる

中津病院との調整が若干残っていると、このように伺っております。

近々には、着工準備として、歩道の切り下げやあるいはフェンスの撤去作業及び現場事務所等の仮設工事に取りかかるということも伺っております。今後、病院及び老人保健施設並びにシルバーハウジング等が並行し工事着工されるよう、大阪府を初め関係機関に要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の質問のうち、清掃行政について御答弁申し上げます。

本市におきましては、限りある資源を大切に、資源保護と環境保全の視点に立って、ごみの適正処理、減量化、リサイクル等を進めているところでございます。また、本年4月からはプラスチック容器包装等の分別収集を実施しており、市民の皆様方には大変御協力をいただいているところでございます。

このように分別収集を進めることにより、一般家庭はもとより高齢者、障害者世帯の御家庭での分別には、大変な御負担になっておられると承知してございます。高齢者、障害者の世帯で家電製品や粗大ごみをどうしても集積場へ出すことが困難なケースにつきましては、電話申し込みの収集などと同様に各家庭に出向き収集をするなど、個別に対応を行っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、泉南清掃工場におけるバグフィルター設置工事の進捗状況につきましては、既に1炉の工事が終わり現在運転中でございます。工事の全体といたしましては、73%程度の進捗状況であるといたしましては、73%程度の進捗状況であると清掃事務組合の方から報告を受けてございます。

続きまして、樫井川の悪臭問題でございますが、議員御指摘のとおり一定の施設改善が図られたところでございますが、今なお若干悪臭が発生する日もございますので、今後の対策としましては、これらの施設が適正に維持できるよう日ごろの管理が最も重要であり、適正な維持管理が実施できるよう指導を行っていきたいと大阪府の方から報告をいただいております。

また、万一施設の整備不良や破損等が生じた場合は、一時操業を停止し、改善を図った後稼働すること、また著しい臭気を生ずる廃棄物を取り扱わないようにすること等の行政指導を行っていくと報告を受けてございます。本市といたしましても、大阪府並びに泉佐野市と連携を図りながら従来以上の協力をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、樫井川の水質問題でございますが、平成10年度にはワーストワンということになり、それに基づきまして大阪府の水質課では、調査基準点より上流の流入河川、水路を含め、流域に排出される事業場の排水等による異常負荷が原因である可能性が大きいと判断しまして、そのため流域のすべての届け出事業場に対しまして立入検査を実施し、また排水基準の適用を受ける事業場については、排水の測定等を行ったが、発生源と思われる事業場はなかったと大阪府より報告を受けてございます。

また、平成11年度の測定では、現時点では速報値ではございますが、10年度より改善されておりますとの報告を受けてございますが、なお引き続き流域の監視体制を強化するとともに、規制対象事業場に対しても規制や指導を行っていくとの報告をいただいております。これにつきましても、本市も大阪府と協力しながら対応に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方からは2点、大綱5点目の財政問題、大綱9点目の庁舎問題につきまして御答弁させていただきます。

まず、5点目の財政問題でございますが、本市の財政状況は平成10年度、平成11年度、2年連続赤字という極めて深刻な状況でございます。そういう中で、昨年6月に中長期的な視野に立った財政運営方を策定するとともに、当面予測されます財源不足を解消するため、緊急対応策も含めました中期的財政展望をお示しさせていただきました。この中で、平成14年には約17億円の財源不足が生じるものと予測しております。

当面の対応といたしましては、歳入の確保はも

とより人件費や物件費の抑制を図りまして、この厳しい状況からの脱却に鋭意努力しているところでございます。また、中長期的な対応といたしましては、行政と民間の役割分担を踏まえた民間活力の導入、公共施設の設置運営のあり方などにつきまして検討しているところでございます。

今後とも、地方分権時代にふさわしい行政運営システムの確立を図りまして、市民サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。また、地方分権の推進に伴います財源についての要望につきましても、市長会等を通じて行っているところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、第9点目の庁舎内各部課の改善に関する問題でございますが、先生御指摘のように、本市庁舎につきましては昭和40年に建築いたしまして、その後現在まで2回の増改築及び平成5年に現在の別館の――事業部でございますけれども、建設を行いまして、効率のかつ機能的な活用に努めてきたところでございます。

その間、社会経済情勢の変化に伴います市民の行政ニーズの複雑多様化、高度化が進みまして、現在の庁舎スペースでは狭隘なため、市民サービスや効率的な事務処理に支障を来しているところでございます。

このような現状を考えますと、庁舎の総合的な建てかえ計画を一定の計画をもって進めていく必要があることは認識しているところでございますが、現在の当市の財政状況では非常に厳しい状況でございます。このような現状及び今後の機構改革等を踏まえまして、現在別館1階部分、これは今2階が事業部でございますけれども、この増改築計画を進めているところでございます。

今後、早期に増改築工事を行いまして、市民サービスの向上、効率的な事務処理ができますよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち、学校教育施設の改善についてを御答弁申し上げます。

教育環境整備の充実を図るため施設の改善に努

めてまいっておりますが、各施設とも竣工から二十数年を経過しております、経年劣化が進んでおります。施設整備につきましては、現在緊急性、危険性のあるものから優先的に実施いたしております。

今後の具体的整備方針といたしましては、小規模改善として雨漏り等の補修改善を重点的に行っており、現在小学校8件、幼稚園8件の改修に取り組んでおるところでございます。また、大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断実施に向け努力をしまいたいと考えております。

今後とも、財政状況の厳しい折ではありますが、教育施設整備予算の確保に可能な限り努め、施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 島原議員の4月から5月にかけての問題行動について、御答弁申し上げます。

まず、対教師暴力が8件報告されております。内容は、授業妨害への指導あるいはボンドの吸引への指導、喫煙等の行為への指導中に発生いたしましたものであります。幸いこの8件については、大きな状況には至っておりません。

次に、生徒間暴力が15件報告されております。その特徴を挙げてみますと、女子生徒同士の暴力事件が6件報告されております。内容、契機でございますが、悪口を言われたなどささいな原因が多いこと、また集団で殴るというような出方が過激になっていることが挙げられます。

次に、器物破損でございますが、23件報告されております。内容のほとんどが窓ガラス、ドアの破損等です。

こういった背景の1つに、今日の子供たちの特徴があると思うんですが、今日の子供たちの特徴の1つとして、目標に向かってひたむきに努力する精神力、あるいは他者とのかかわりの中で我慢する忍耐力を失いがちになっており、また集団生活における規範意識や倫理観が欠如し、基本的な

生活習慣が十分に身につけていないなどの問題が生じております。

一方、保護者の状況を見ますと、少子化、核家族化あるいは地域社会の変貌の中で、保護者自身が子育てを学ぶ、体験する機会が乏しく、いわゆる子育ての孤立化あるいは逆に過剰な子育てに係る情報に振り回される、また心にゆとりなく接せざるを得ない状況にあり、保護者の意識や態度の変化も子供に影響を与えているものと考えられます。さらには、学校教育がこういった子供や保護者の変化に十分に対応でき切れていない状況も見られ、これらが生徒指導上の問題行動の要因の1つであろうと考えております。

こうした状況のもと、教育委員会といたしましては、中学校のスクールカウンセラーあるいは心の教育相談員、あるいは子育てに係る保護者、教師の悩みに答えるということで、保育相談あるいは子育て講座等を実施いたしております。

また、学校におきましては、学校が地域の信頼にこたえ家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、学校運営の透明性を確保するとともに、協力を得て学校運営を行うといういわゆる開かれた学校づくりに努めているところであります。

今後、これらの取り組みに加え、幼稚園、小・中学校において集団生活を送るのに必要な規範意識や倫理観をはぐくむための心の教育、基本的な生活習慣を身につけさせるための取り組みを保護者と連携する中で一層進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 島原議員御質問の公営住宅に関する事についてお答えをさせていただきます。

まず、市営3住宅における裁判の進捗状況について御答弁を申し上げます。

3団地の入居者から所有権移転登記請求事件として提訴を受けまして、3月までに至る経過については、さきの議会に御報告をさせていただいておりますので、その後の経過を御説明させていただきます。現在も64名の原告団の人数は変わっておりません。

去る5月12日に第6回公判が、そして6月9

日に第7回の公判がいずれも大阪地裁の堺支部において開かれております。原告である入居者側から、また被告である市からそれぞれ準備書面やそれらの主張事実を証明する書類及びその証拠説明書を裁判所に提出して、この事件に対する考え方、主張等をそれぞれの立場から書面をもって述べている状況でございます。原告、被告それぞれ書面での主張は、一応の区切りがついたと判断しておりまして、今後証人の尋問等、具体的な審議に移行していくのではないかと考えております。

市といたしましては、審議の遅延はお互いに何の益もないという考えから、一刻も早い解決を目指す所存であります。御理解をお願いいたします。

続いて、府営の吉見岡田住宅の建てかえ問題についてお答えを申し上げます。

議員御案内のとおり、当団地は大阪府が設置し管理・運営を行っておりますので、今回の建てかえ事業に際しましても、基本的には事業主体である大阪府が判断をし進めるものであると考えておりますが、既に建てかえ事業の着手について、自治会並びに入居者への説明や地元である市に対する説明が実施され、建てかえることについての基本的な同意の取りつけに着手されていると聞いております。

今後、市といたしましては、市の公営住宅政策に沿うよう大阪府と連絡を密にし、情報の交換に努め、また入居者の御意見等を可能な限り府に働きかけていきたいと考えておるところでございます。御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 一通りの御答弁をいただきました。順を追って、時間も余りございませんので、限られた時間でございますから、私の思いを込めた要点のみについて再質問をさせていただきます。

この関西空港の南ルートの問題については、私も空港委員会なり、あるいは過去の町議会時分、あるいは市になってからも、当初浅羽市長時分には全党挙げて、市挙げての反対運動でございましたから、反対という立場を明確にして、議員の有志の皆さんと一緒に運動を展開した経過もございますが、その後一貫して、私は、少なくとも空港

は地元にとって共存共栄できるものだという確信に基づいて賛成をいたしているわけであります。

ただ、問題なのは、よほど南ルートの場合は元氣よく力強く、土井さんではないけども、頑固と言われるぐらいの強力な運動を展開しないと、私は幾ら期成会の方でいろんな検討をされましても、実際国の今日の財政状況では、大変長い時間なりがかかるのではないかなというふうに思います。もちろん、今世紀と言っても知れておりますから今世紀はできないと思うんですが、21世紀の初頭ぐらいには、やっぱりこの南ルートがきちっとできるような対応をしてほしいなと思います。

前回の国会までは、まだ何か3日の日に国会が召集されるようではありますが、二階運輸大臣、中山建設大臣、割かし関西圏にそうした主要な閣僚を持っていた関係上、いろんな陳情、要請についても快く協力をしてくれた経緯があると思うんです。ただ、問題はこれから運輸大臣もかわるでしょうし、建設大臣もかわるでしょうし、そういう厳しい環境の中でどう位置づけていくかというのが大変問題だと思うんですが、もう一度市長のこれに対する情熱、見解をとりあえずお示し願いたい。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今日、調査費をいただいて一緒に共同調査するという事になったのは、やはり今まで泉南市が中心となって、時には和歌山市、あるいは岩出町と一緒に事前のいろんな調査をしたり、準備をしたり運動をしたりということが1つのベースとなって、今回そういう形につながったというふうに思います。ですから、さっき島原議員が言われましたように、両大臣がこの関西、大阪周辺の方でございましたから、そういう意味では大変力強い御支援をいただいたというふうに思います。

今回、調査をいたしますけれども、これがやはり第一歩だと、出発点だという考えを私は持っております。これを次に進めていくためには、我々行政はもちろんでございますが、大阪府あるいは泉南市だけということではなくて、この周辺が力を合わせて運動を展開していく必要があるということで、紀北と一緒にやっての期成同盟会をつ

くるということになったわけなんです、今後はさらにその輪を経済界、これは例えば商工会とか青年会議所とかいろんな団体がございますけれども、そういうお力もかりて地域全体、一体となつての盛り上げ、活動が必要じゃないかというように思っておりますから、私もこれから7月下旬に即立ち上げをいたしますけれども、それを契機に大幅なまたいろんな形での活動を展開してまいりたいと。

まず、この調査をやらないと実現はないわけでございますから、そういう意味では大変な進歩であったというふうに思いますので、ぜひこの機会を次につなげていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） それと、3番目の地盤沈下についてであります、前回の空港委員会でも若干問題になったようでございますが、今日まで私の聞きおく情報によりますと、関西空港の地盤沈下は、大体1日1ミリ程度だろうというふうに聞いております。

今の市長公室長の御答弁によりますと、予測の範囲でとまっております、こういうことですが、新聞報道では随分と沈下が速いと、このままでは第1期工事が行われました関西空港自体そのものの施設なんかにも膨大な影響があるだろうというふうな見出しであったんですが、もう一度このことについて、そういうことはもう絶対にあり得ないと、予測の数値の地盤沈下だと、そういう理解をしていいのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 地盤沈下の御質問でございます。

先日の市議会空港問題対策特別委員会でも御答弁いたしましたけれども、現在、学識者による検討を行っているということです。この結果が出次第、早急に資料をいただきたいと思っております。

ただ、関空は1期事業において、開港後50年後においても現在の最高潮位を上回る地盤高に設定されております。それはCDL、つまり基本水面よりも3.2メートル、これが地盤でございます。

これよりもさらに上回る地盤高に設定されております。その後の地盤沈下も、開港当初の1日1ミリと言われておりますけれども、それが最近減っているということでございます。これが最終的には沖積層と洪積層の沈下が11.5メートルという当初の予想範囲におさまるものということで考えられております。

ただ、この間の新聞報道については、私ども大いに懸念いたしておりますので、現在の検討結果を早急に入手して御提供申し上げたいと、そう考えております。

〔小山広明君「当初は8メートルやぞ。間違つとる。訂正しとかなあかんで。当初は8メートルなんやで。議長、そんな間違つた答弁したらあかんよ」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 島原君。不規則発言はちょっとやめてください。

17番（島原正嗣君） 今、議場の中で間違っている答弁をしたのではないかと、こういうこともあります、今答弁されたことは御指摘のような内容ではないと、あくまでも今御答弁された結果に基づいて間違いなく進んでおると、そういう理解の仕方によろしいですか。もう簡単に結構ですから、それならそうというふうにおっしゃってください。

議長（嶋本五男君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 関空会社よりいただいている資料では、当初予測は11.5メートルということでお聞きいたしております。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 関空問題はこれくらいにさしてもらいます。

済生会病院の問題ですけれども、これは私も再三、当初第1回の定例会にもお尋ねをしたと思うんですけども、おくれるようですね。これは東京本部と済生会病院系列の病院との打ち合わせでおくれると、こういうことですが、今部長に御答弁いただいたように、これは空港関連事業の一環ですから、やっぱり早期にちゃんとやっていただくように、市の方からも地元市としての要請をきちっとしてほしいなど、このように思い

ます。時間がありませんから、もう御答弁は要りません。要望にかえさしていただきます。

それから、清掃行政についてであります。これは私が申し上げておりますのは、これから高齢化に向かって、あるいは障害者の方のバリアフリーというような問題もいろいろ問題になっておりますが、いずれにしても私の聞きおく範囲では、大阪市なんかは一時たくさんのごみ収集車があって、これを民間委託にひとつしてはどうかということで庁内討議が進められた。その結果、民間でいこうかということになったようですけれども、清掃組合関係の労働組合関係者からいろんな試案が出まして、結果として民間委託は中止をします。そのかわり清掃事務組合が福祉的な役割を果たしていこうではないかと。いわゆる一日一声運動とか、あるいは清掃のふれあい運動とか、そういうようなことを含めて現在もやられてるようであります。

特に、老人や障害者については、うちの方も電話をいただければ収集に行くと、こういうことですけれども、大阪市は常にそういう電話対応なり、あるいは収集の日には必ず班を編成して、独居老人なり障害者なり、あるいは高層に住んでおられる老人等についてはきちっと触れ合いながら、あるいは健康はどうかという健康状況も観察しながら清掃事務組合の方で運動が展開されていると、そういう非常にすばらしい清掃行政をやっておるようであります。

本市としてもミニ的な感じでやられおるようでございますけれども、今後やっぱりそういうことについても具体的にもっと市民にもアピールをし、あるいは高齢者、障害者にも理解をしていただくようなことをしていただきたいなというように思います。これは意見にかえておきます。

それから、樫井川の問題ですけれども、川というのは、私はやっぱり整備とかが進んで、その周辺にはきれいな水が流れると、これが1つの川の原理原則だと思うんです。環境問題も従来とは違いまして、非常に厳しい法規制等がございます。あれだけすばらしい男里川にしる樫井川にしる河川を持っておるわけでありまして、確かに所管の管理責任は大阪府にあります。しかし、地

方分権という立場からいって、この川のいろんな考え方、あるいは川に取り組む環境整備は市町村に任すと、こういうことにもなっておるわけありますから、考え方を一応持って大阪府なり関係者に要望することが必要ではないかと思えます。

悪臭の問題も事業者に勧告をしているようでもありますけれども、これはやっぱりきちとした改善命令を出すように、ぜひ原課としてお願いをしておきたいというふうに思います。

また、水質の問題も部長おっしゃるのには、それぞれ工場関係の排水ではないかという調査をしたんですけれども、それではないと、こういうことですが、これはきちとやっぱり、じゃ、どういことが原因で日本一悪い川になっているのか、水質になっているのかということが市民に対して説明がなされていない。これは大阪府に聞いてもそうすけれども、ただ一般の新聞等でそうなっていると、調査の結果、泉南市の樫井川は日本の川の中で一番悪いと、こういうことになっているわけですから、それはきちと政策の上で処理できるようにやっていただきたいと思えます。

それから、財政問題でありますけれども、今御答弁——財政問題はこれは総務部長の所管ですが、いただいたんですが、私は、今日の泉南市の財政状況、別に泉南市だけには限らず、地方自治体の財政問題のあり方というものは、やっぱりきちと一度見直す、洗い直すべきではないか。

例えば、泉南市の場合は、結局いわゆる超過負担等も、僕は再三過去にも言わしていただいたんですけれども、超過負担の解消ができるような財政構造というものを改革していかなければならんというふうに思うんですが、これも例えば保育所に対する超過負担についても、本市の場合は膨大な負担をしているわけでありまして、本来、地方財政法第2条の関係からいいうならば、これはやっぱり国としては地方自治体に財政上の負担をかけるてはならないという規定があるでしょう。積算の段階でその原価なり数値の違いはあるんですけれども、結果として、地方自治体が赤字をこうむるようないわゆる超過負担についても負担をしていかなきゃならん、そういう相矛盾するところを改革していくということが必要ではないでしょうか。

このことについて、それだけでは財政展望がきちっと開けないわけですけれども、やはり国に対しても府に対してもきちっと言うべきものは物を言って、地方分権という中でまたこれからいろいろな財政負担が求められるわけにありますから、そういうことのないようにひとつ努力をしてほしいなというように思うんですが、このことについてちょっと簡単に御答弁いただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財政の大枠的な問題について先生御指摘のように、やはり今の地方財政のあり方というんですか、地方分権一括法案がなされてございますけれども、その中で具体的にそれに伴います財源、いわゆる地方財政問題、その辺が課題として残っているということが1つは論議されてきてございます。そういうふうに我々いたしましたしまして、やはり国に向かって言うべきことにつきましては、先ほど答弁さしていただきましたように、市長会等を通じまして大きく言っていく必要があるんじゃないかと思っております。

また、今後の市の中期的財政展望につきましては、やはり作成したときから一定の期間が過ぎてございます。また、展望の中でも申してございますように、毎年ローリングを行っていくということについてございまして、今後も毎年それをローリングしながら、中期的な財政展望につきまして精査を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 何分まででしたかな。

議長（嶋本五男君） 6分。

17番（島原正嗣君） 6分ですか。ありがとうございます。

とにかく、また議論をする場がたくさんあると思うんですが、今申し上げましたように、地方財政法第2条、それから第18条の中で国の責任というものが、いわゆる地方公共団体に極端な負担を求めてはだめだと、こういうことが書かれているわけにあります。そういった意味からも、財政的なこうした今申し上げました超過負担等については、これはやっぱりきちっと国に物を申していくと、改善をしていくということを私は意見とし

て申し上げておきます。

それから、庁内機構の改革ですけれども、これはもう意見にかえときますけれども、例えばある意味では、4月1日からの介護保険の適用等もありまして、いろいろ事務事業がふえてるようでございます。特に、私、下の食堂に食事に行くわけですけれども、こっちの福祉の方はどだい机と机とが狭く据えられてるものですから、その間を縫って、ちょっとお願いをしたいことがあっても、職員さんの方に聞きたいことがあっても、行けるスペースすらないというような、体と体がもうつき合っまってまいりますから。

私は、そういうところからまず改善をしてあげないと、これはやっぱり職場の士気も非常に盛り上がってこない、情熱も盛り上がってこないという部分があります。

阪南市や泉佐野市のように、課長や部長はもう遠くに見えるようなところに、玄関入ったら座っている。そんな部課長ばかりだと。山内部長のところはちょっと遠くに見えますから、私らよりちょっと偉いように感じますけれども、特に問題なのは、福祉の方の食堂に行くときの原課なんかは、非常に手狭な状況だということに混乱しております。福祉の関係で御相談に来られた方も、外に立ったり、列をつくったりするような状況にもなっております。

ぜひひとつ改善を、私が言うべきことではないと思いますけれども、余談なことですけれども、やっぱり改善すべきはきちっと改善をしてあげてほしいなと思います。（北出寧啓君「異議なし」と呼ぶ）ありがとうございます。

それと、市営住宅と府営住宅の関係ですが、部長がたまたま親切丁寧な御答弁をいただきまして感激をしてるんですが、争いというのは、これは時としてやらなきゃだめなんですけども、市民と行政というのは、いろいろトラブルはありまして、最終的な合意形成は話し合いたと、いわゆる和解のできるような環境づくりをやっぱりもっと積極的に僕はやるべきではないかと思うんですが、これはあくまでもとことん法律で争うということなのかどうかですね。チャンスがあれば双方和解に応じるという対応をすべきではないかなという

ように、私はそういう思いを持っております。

それと、府営住宅の問題もどういふふうなものを建ててどういふ——今、大体一軒家になってますけれども、市長からも一度ことしの初めの方にお聞きをしたんですが、まだ具体的なことは来てないと、こういうことでしたけども、居住者に対しては一応高層住宅にすると、そういう資料も入っております。吉見の方は、新しいのが建ってから吉見側の住宅は移ると。泉南側の住宅については、現状のどこからどこかに変わってもらうと、その間。そして現状の場に建てると、こういうことなんで、急にこういうふうに、従来建てかえてくれと要望したら、まだまだ年数がたってないと、こういうことですから、急に建てかえが決まったようですけど、これは景気対策の一環としてのことだと、こういうふうなことも聞くんですが、そこらあたりちょっと御答弁していただけますか。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 府営の泉南市側の建てかえの件でございますけども、我々今現在お聞きさしていただいておりますのは、現地の建てかえを基本的にやるということでございます。それと今現在進めておりますのは、基本的な同意、そこに建てかえるということの基本的な同意を入居者の方に取りつけておるといふことでございます。

今後、当然国の認可も受けて事業に着手されるわけでございますけども、その時点でのどのような建物にするかという部分については、まだ現在実施設計の段階には至ってないということでございますので、これから入居者の意見を聞きながら、また府の考えをお示ししながら進めていくという段階でございます。

今後、今まで若干府の事業でございますんで、市の方にも連絡の部分が薄かったという部分がございますので、府といたしましても十分これからとっていくという話でございますので、先ほども申しましたように、これからも当然市の公営住宅の施策に沿うように我々も意見を述べていきたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 島原君。あと1分です。

17番（島原正嗣君） 市営住宅についての見解がなかったんですけれども、ぜひ合意形成が得ら

れるような形で御協力を願いたいなというように思います。

それと、教育施設の関係も、今金田部長がおっしゃったんですけども、人間の体も二十歳、30までは余り大したこと、悪いところはないですけども、もう市制30周年という、あるいは学校でももう30年過ぎてる学校があるし、学校施設ではなくてほかの施設も相当老朽化してる部分があるんですよ。例えば老人集会場にしても、あるいは公民館にしてもね。

だから、一定そういうことについては、年次的にどこの学校がいつ建ったということはわかってるわけでありまして、文教委員会も視察に現実にずっと回っておりますから、やっぱり雨漏りとかいわゆる危険な箇所は早急に手当てをすると、そういう前提でひとつやってほしいなというふうに思います。市長も要望さえ挙げれば検討さしてもらおうと、委員会でもそういうことをおっしゃってるわけですから、ひとつその点よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

〔小山広明君「議事進行」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。小山君。

2番（小山広明君） 先ほどちょっと中村室長の方で、当初関空から聞いたのは11.5メートルの沈下であると答弁があったんですが、8メートル沈下が当初の予測で、その後11.5メートルに修正をして、今言ったようにそういうことになったという、こういうことは単純なことなんで、当初予測は8メートルであるということはもちろん言うておいてもらわないと、間違った答弁していらっしゃるんでね。関空から聞いておるところというのは、ちょっと僕からいえばごまかしの答弁だったんで、そこはちょっと修正しておいていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 理事者の方の答弁は、確たる答弁をしていると思います。矛盾がありましたら、また後ほど調べまして御報告さしてもらいます。

次に、5番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

5番(大森和夫君) 日本共産党の大森和夫でございます。2000年の第2回定例議会におきまして一般質問を行います。不備な点やふなれな点があればお許しください。

今回の総選挙で我が党は、あらゆる面で行き詰まった自民党政治と首相の資格のない森総理を支える自・公・保政権への審判を下し、国民と心の通う新しい日本への展望を示して闘いましたが、空前の謀略選挙の中で残念ながら議席を伸ばすことができず、現有26議席を20議席に後退させる結果になりました。反共謀略との闘いとともに、今回の総選挙から学ぶべき問題を党内外の皆さんの御意見にも耳を傾けながら、事実に基づいて全面的に明らかにし、今後の活動に生かし、必ず捲土重来を期す決意であります。

この泉南市議会におきましては、民主主義の学校にふさわしく、各議員の皆様、市長を初め理事者の皆さんと正々堂々と市政について議論をし、泉南市の発展のため、市民生活の発展のため尽くしたいと考えます。よろしく願いいたします。

以上の立場から大綱3点について質問いたします。

大綱の第1として、環境・交通行政についてお聞きいたします。

最初に、新家大苗代地区に被害が及んでいる悪臭問題についてお聞きいたします。悪臭の原因となっているグリーン産業の工場にはいまだ牛ふんが野積みされ、それをかき回すたびに悪臭が漂っております。最近でも、野積みされた牛ふんの山が倒れて隣接する民家に入ってくる、また雨で牛ふんが新家の畑や田んぼに流され滞留し、悪臭を発するなどの被害が起こっています。

地元では生活、健康、営業に関する被害が出ております。和歌山の肥料工場の事故など、市民は不安を持っております。いつまでに悪臭を根絶するのか、悪臭は根絶できるのか、市民の前に明らかにしてください。同時に、日本一汚染された川となった樫井川の汚染対策についてお聞かせください。

次に、交通行政についてお聞きします。

新家地域には下村に続き上村地区での葬儀場の建設、宮の大型住宅開発が進んでいます。これら

の建設について、住民からは交通問題、環境問題で不安の声が聞かれています。これらの状況と市の対応についてお示しください。とりわけ、新家駅周辺の交通渋滞がなお一層心配されていますが、市の交通対策についてお聞きいたします。

また、昨年5月のJRのダイヤの改悪以来、住民に不便が来されています。市のダイヤ改善への取り組みについてお聞かせください。

大綱第2として、公園行政についてお聞きいたします。

新家の公園で子供が野球をして、打ったボールが公園を越えて民家に飛んでくるという問題が起こっています。公園は多数必要ですが、当面泉南市の財政状況を考えると、既存の公園や市の保有地などをいかに有効に使うかが問われていると思います。市の考えをお示しください。

大綱の第3として、教育問題です。

給食センターの施設運営についてお聞きいたします。3年前より2度にわたり保健所より給食センターの改善が求められています。給食センターで働く皆さんの努力で幸い事故がなく来ていますが、一刻も猶予できないことは、0-157の事件や食中毒の心配などで明らかであります。保健所の方も事故が起こってからでは遅い、速やかな改善をとおっしゃっています。市の給食センター改善計画はないのか、お示しください。

次に、学校図書館の運営についてお聞きいたします。

この分野は、近隣市・町と比べて大変おくれております。泉佐野市、阪南市、熊取町、岬町の図書館には専任の司書がいるのに泉南市にはいません。その上、泉南市の小・中学校の蔵書達成率は、11校中9校が50%以下になっています。学校現場からは、今の予算では本が十分に購入できないと言われております。専任の司書の配置と各校の蔵書達成率の引き上げについて、市の見解をお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席からの再質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(嶋本五夫君) ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 我が国の総理大臣を資格があるとかないとかとおっしゃるのは、大変失礼な話ではないかなというふうに私は思いますので、御忠告をしておきます。

御質問の中のＪＲのダイヤ問題について、御答弁を申し上げます。

昨年５月に実施されましたダイヤ改正以来、多くの市民の皆様からダイヤ改善を求める声を聞いております。私も昨年６月１６日にＪＲ和歌山支社に出向き、ダイヤの改善、駅のバリアフリー化について要望したところでございます。その後、昨年１０月とことし３月に、小規模なダイヤ改正と高性能車両の導入によりまして、改善へと進んでいるように伺っております。しかし、ＪＲ阪和線は市民の貴重な交通機関でありますので、利便性の向上のため、さらにＪＲに対して要望を行ってまいりたいと考えております。

昨年要望してから１年余り経過をいたしておりますし、また当時の和歌山支社長も交代されたようにもお聞きしておりますので、近い時期にまた改めて正式にダイヤ改善等の要望——バリアフリー化も含めてでございますけれども、してまいりたいと、このように考えております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の御質問のうち、悪臭問題につきまして御答弁申し上げます。

議員御指摘の樫井地区に所在する事業所につきましては、昭和６３年５月に廃棄物処理法に基づく中間処理業の許可を取得し、家畜のふん尿や動植物性残渣を原料として肥料化事業を開始したところでございます。

その後、平成６年ごろに悪臭問題が提起されましたが、施設の改善等によりまして一定の成果を見たところでございます。しかしながら、平成１１年夏ごろから悪臭問題が再び提起されまして、大阪府並びに泉佐野市が原因究明したところ、これら発酵及び乾燥両施設の脱臭装置の老朽化に伴う整備不良及び一部破損等が原因であると判断したところでございます。そのため、事業所より改善計画書の提出を求め、計画の実施がなされたところでございますが、議員御指摘のように、今な

おにの発生する日もあることは事実でございます。

今後の対策につきましては、大阪府並びに泉佐野市、我が市も含めまして、それらの施設が適正な維持管理を実施するよう指導を行っていきたいと思っております。

また、万一施設の整備不良や破損等が生じた場合は、一時操業を停止し、改善を図った後再稼働するよう求めてございます。また、著しい臭気を生じる廃棄物を取り扱わないようにと指導してございます。

それと、畜産に伴う牛ふんの適正な管理、処理が行われるよう、農政部局とも連携を図りながら場内整理等引き続き指導を行っていきたいと、大阪府より報告をいただいております。

また、樫井川の水質の件でございますが、平成１０年度の公共用水域の水質測定結果では、樫井川橋のＢＯＤの年平均値が３２ミリグラム・パー・リットルであり、全国ワーストワンの結果となったところでございます。そのため大阪府におきましては、泉佐野市、泉南市域の当該流域の事業場の調査を行ったが、水質汚濁に関する新たな発生源、特定施設等は判明しなかったとの報告を受けてございます。

今後の対策でございますが、個別発生源の排出負荷削減の指導を継続して行っていきたくたいと。また、汚染企業が明らかでないことから、当面河川周辺での監視パトロールを継続して行くと。それと、樫井川につきましては、流域が２市１町にまたがっておりますので、関係機関の連携を図りながら、汚染企業解明のため必要な調査を実施し、有効な対策を検討していきたくたいと大阪府の方から報告を受けてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 新家駅の周辺の交通混雑についての対応を含めましてお答えをさせていただきたいと思っております。

御指摘の件につきましては、朝夕のラッシュ時におけるＪＲの踏切の交通遮断と市道の３路線、府道との接続形態による交通の錯綜によるものと

考えておるところでございます。踏切の交通遮断につきましては、朝のピーク時で——ピーク時と申しますのは、午前7時49分から7時53分でございますけども、3分57秒の遮断がございます。車の滞留は新家駅の宮線で7台、府道で新家川の信号までの間13台の滞留が平均的に見られるところでございます。

また、夕方ピーク時、時間帯は午後6時27分から6時31分でございますけども、この間3分52秒の遮断がございます。府道の踏切から中谷病院の交差点の信号の間、約40台の滞留があると考えておるところでございます。

したがって、昨日北出議員の御質問のときにも申し上げましたが、府道の新家田尻線、これから南下する車、また府道の大阪和泉泉南線から新家踏切を通過して北上する車、これらを何とか処理することによって、新家駅前の交通緩和が図られるという考えを持っております。

今後、新家駅を交通手段としたまちづくりが当然進んでいくと思っておりますので、車の量が減ることはないと考えております。この滞留緩和に向けて現在施工中でございます都市計画道路の砂川榎井線、また市場岡田線の早期実現を目指して、新家駅の交通軽減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公園の建設についてのお尋ねでございますが、公園の新設、整備につきましては、事業効果が高いところ、また用地取得可能なところから順次整備をしていく方針でございます。そのためには公園適地の選定の問題、また都市計画上の整合性の問題、その中には防災上の緊急避難場所としての活用を含むものでございます。

事業化に当たりましては、事業財源の確保の問題、さらに公園開設後の維持管理コストの問題等いろいろ問題が山積している状況でございますが、公園の建設について昨今の厳しい状況の中ではあります。課題の整理をしつつ、今後も引き続いて公園事業に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 大森議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、1点目、給食センターの施設改善あるいは運営状況についてでございますが、学校給食は児童の心身の健全な発達に資するとともに、食生活の改善に寄与するという目的のもと、学校教育の一環として、昭和50年9月11日から本市11小学校に対し、いわゆるセンター方式による学校給食を実施しております。

御承知のとおり、本センターは築後約25年を経過しており、各種設備機器の使用消耗が相当進んでいる現況の中、必要不可欠な補修点検を行い、安全でおいしい給食の提供に努めております。

具体の管理・運営につきましては、泉南市学校給食管理衛生マニュアルを踏まえるとともに、学校栄養士作成に基づく献立、調理指示書、衛生管理チェックリストによって作業前、作業中、作業後の各業務につきまして点検を行い、業務の遂行に努めております。

また、学校現場におきましては、学校給食衛生管理記録表、学校給食物資検収表に基づく点検、また管理職による検食、検査食の励行等を行っております。

物資購入につきましては、大阪府スポーツ教育振興財団並びに指定納入業者から物資納入規格を設け、安全かつ新鮮な物資を選定納入しております。副食加工につきましては、泉佐野給食事業協同組合に業務委託を行い、各学校に給食を供しております。日々の運営に関しましては、学校給食会、献立委員会、試食会等を設置し、それぞれの立場から御意見、御要望を聴取し、業務の遂行に生かすよう努めております。

当該センターのこれからのあり方につきましては、施設内各種機器、器具の老朽化が相当進んでおること、また平成8年の0-157の事案を契機に文部省の指導等を含め、逐次ウェット方式からドライ方式へ転換されている状況があること、保健所等関係機関の指摘を受けていること等を踏まえ、抜本的な対応が必要であるものと認識いたしておりまして、今後鋭意検討を重ね基本的な方向性を見定めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の運営についてでございますが、学校図書館の運営につきましては、学校図書館法で平成15年度までに学校に司書教諭を置くこと

になっております。ここ数年で司書教諭の資格を持つ教諭が増加いたしておりますので、平成15年度には各学校に司書教諭の発令ができる見通しであります。このことにより、児童・生徒の図書館の利用が一層進むようにしたいと考えております。

人的措置に関する文部省の方向性が現段階ではきわめて不明確であり、司書教諭は校務分掌として教諭の中から発令されるものと考えられますので、専任として学校図書館にかかわることはできないと考えております。確かに、こうした状況の中、近隣の幾つかの市町村で図書館司書が配置されていることを把握いたしております。本市におきましても学校現場の実態等を把握し、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、各小・中学校の蔵書数についてお答えいたします。

各学校の学級数に対し、学校図書館標準法に基づく標準冊数が定められております。ここ数年、図書備品の予算も少しずつ増額しておりますし、各校の冊数も増加傾向にありますので、今後とも標準冊数が確保できるよう努力をいたしたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） まず最初に、市長に言いたいんですけども、森首相が資格があるかないかというのは今度の総選挙の大争点であり、野党と言われるところは、これを大きな争点にして挙げていたものです。それに、市長は首相の資格があるとお思いだろうが、それは内心の私の思想信条の発露であって、何らそんなことを忠告される問題ではありません。

もしか言いたいことがあれば、この議会が終わって、私の質問の時間にそういうことを言うというのは、これは質問が終わってから忠告して下さったら、何ぼでも私は話を聞きますけども、この場で私の大事な質問の時間に、聞きもしてないことに答えるというようなことはもうやめていただきたい。お願いいたします。総理大臣という資格の人ですから、公的な批判はあって当然やし、

そういう政治的な思想信条を私が発露することに対して何ら問題ないと思います。

それでは、まず再質問をさせていただきます。

悪臭の問題ですけれども、施設の改善というのは、業者の方からは2月末までに解決するという約束でしたけれども、これは結局3月までかかったということです。施設改善後も悪臭は1つも解決しなかったと。その理由として府が言うてますのは、場内整理ができていなかったためと、肥料の移動のために出る悪臭だというふうに説明がありました。

しかし、実際4月15日、グリーン産業の営業許可を府がおろします。このときには、まだ悪臭は解決してませんでした。しかし、府の方では業者からの改善計画が出ていること、それから業者に悪臭を出さない、そういうことを前提に営業の許可を認めるというふうに言うてました。

これに対して、市民は十分納得したわけではありませんが、そういう悪臭を出さないという前提だということで営業許可を渋々認めたという形になりました。実際、5月10日に樫井会館におきまして住民と業者との悪臭問題の話し合いの場が持たれましたけれども、この5月10日の時点でも悪臭が解決していないということが確認されています。

そして、5月の中ごろには、先ほど壇上で質問しましたけれども、泉南市民の方のおうちに野積みされた牛ふん——肥料というか牛ふんというか、その中間の分ですけれども、それが倒れてくると、家に牛ふんが入り込んでくると、こういう事態も起こっています。6月に入ってからですけれども、遠方においては確かに消えております。しかし、全くにおいのない日はありません。全くにおいのないときというのは一日のうちでありますけれども、全くにおいがいい日はないという状況にあります。

約束されていまして牛ふんの撤収ですけれども、これはきょう現在というか、きのうの晩も確認してきましたけれども、牛ふんの撤去はされていません。工場から流れ出た牛ふんは放置されたままでありますし、これから暑くなればこういうものが自然発酵していつにおいが出るかわからない、そういうことが市民の間で心配されています。

今はこういう時点での対策をお聞きしてるんです。いろいろ白谷部長の方から報告がありましたけども、今ある野積みの撤去、工場内の施設の整備がどうなっているのか、これがどうなるのか、それから工場外に流れ出た牛ふんなどこれらの対策はどうなっているのか、その点についてお答えください。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問でございますが、牛ふん等の野積みの問題につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、農政部局とも連携を図りながら、場内整備等について粘り強く行政指導を行っていきたいと、大阪府の方から連絡を受けてございます。

また、近隣の民家への流入等につきましては、私ども連絡を受けてすぐに大阪府並びに泉佐野市の方に連絡をとりまして、1日後だったと思いますが、牛ふんはその場より撤去されたところでございます。

そのようなところでございますので、現時点では牛ふんの山があるのも私ども承知いたしておりますので、今後は大阪府、泉佐野と本市におきまして、今まで以上に連携を密にして努力してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 牛ふんの撤去じゃないんですね。牛ふんが場内で移動ですわね。泉南市の市民の方に隣接して、倒れ込んだ牛ふんを運んで取って奥にしまったというだけで、これは撤去でも何でもないんです。白谷さんがそうやって一生懸命府とも協力していただいているのは僕もよく知ってるんですけども、府、泉佐野の指導、それから泉南市の希望というか要望として、いつまでにこの牛ふんの撤去をするように約束ができていいのか、どういう指導を三者でやっているのか、その点お答えください。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 山積みの件につきましては、大阪府におきましても何月何日までに撤去するという明確な返事はございません。先ほども申し上げましたとおり、これからも農政部局

と連携を図りながら粘り強く行政指導を行っていくという報告を受けてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 牛ふんの移動の期限の約束はできてるんですね。5月中という約束やったんですね。それができないからいつになるかわからないと。次の5月以降の約束がとれないということだと思っただけです。だから、これは約束違反してるわけであって、もっと厳しく業者に対しても府や泉佐野に対しても協力してやっていただきたい。

被害を受けてるのは、これ泉南市民なんですよ。たまたま本社が泉佐野市にあるという状況で、泉南市がかかわれない部分があるかもしれませんが、今言うたように牛ふんが倒れ込んだのは泉南市民やし、雨で流れ出たろう牛ふんがある田んぼや畑というのは、これは泉南市なんですよ。悪臭が泉南市のそういうところから出てる。

そういう意味で、被害が一番受けてるのは泉南市民であると。それも健康被害、ぜんそくが出て治らないとか、布団が干せない、それから洗濯物が干せない、そういう被害、それから営業被害も聞いております。そういう点で、もっともっと積極的に、府の方針では操業を中止してでも指導していきたいというふうの方針を出してますけども、営業中止も含めて府や市に要望してるのか、その点白谷部長、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 大森議員の再度の御質問でございますが、ただいま議員御指摘の件につきましては、私どもも声を大にして大阪府並びに泉佐野市に要望をいたしてございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この悪臭問題では、市長も大変心を痛めてくださってるという話を前の前の議会のときに、議会在終わった後ですけどもお聞きしてるんですけども、楠台で集会を持ったときに市長も来ていただいて、5年ほど前だったという話だったんですけども、悪臭の問題解決に努力したいと答えてくれたということで、市民の方も

非常に期待が大きいんです。

その点で市長、悪臭はなくなるという展望をまず市民の方に持っていただきたいと思うんです。僕自身はこの悪臭は解決するだろうという展望を持ってんですけども、その点市長、この悪臭問題に対する考え方、それから対策など、一番ひどいときには泉佐野の市長、泉南の市長、田尻の町長を含めて府の方に申し入れも行くというような話もあったということをお聞きしています。その点、市長のこの悪臭対策の取り組みのほど、ちょっと意見をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 府並びに泉佐野市、泉南市もそうですが、田尻町もそうですけども、行政指導という形でかなり改善を求めてまいったわけでごさいます、一部その改善の効果というのは、一定あらわれているのはあらわれているというふうに思っております、最近ですね。ただし、こもとからなくなったというわけではございませんで、風向等によって相当まだ悪臭、においがするというところでございます。

白谷部長からもいろいろ逐次報告を受けておりますけれども、最終的にはやはり指導権限というのは大阪府でございますんで、強くその辺の対策を求めていかなければいけないというふうに思っております、先般も相談しておったんですが、来月定例市長会がございます。

それは府の幹部職員の皆さんとのいろんな府政の問題に対する懇談会がございますので、その場でかなりトップの方にそういう話をしないと、府の担当部局も一生懸命やってはいただいているんですが、実行がなかなか伴わないということもございまして、じゃ私からそういう形で幹部の人に申し入れをするということでの前も話し合いをしておったんですが、そういう形で予定をいたしております。

そのときには泉佐野市長あるいは田尻町長にも働きかけをして——失礼しました。市長会ですから町は入っておりませんが、泉佐野市長とも相談をして、お互いの立場は一緒でございますから、そういう改善の指導をもっと強くやれということをお願いしたいと、こういう予定をいた

しております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 若干悪臭が改善したということは間違いありませんけども、この状態でも日によってはひどい悪臭がしますし、今言うたような野積みされた牛ふんとか畑や田んぼに流れた牛ふんからにおいがすれば、これまたひどいにおいがします。そうなれば、新家に住んでる市民の皆さんとか、引っ越しも大分ふえてるんですよ、出ていってる方もね。そやから、悪臭が解決しなければ引っ越しするという方もたくさんいらっしゃるんです。市長、悪臭は解決できますよね。その点ちょっともう一度確認をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行政区域との関係もあって、市が直接その権限を行使するということができないという立ちはあるわけでごさいますけれども、これはやはり指導権限のある大阪府にしっかりと指導していただく、それが一番でございますから、また解決をしなければいけないというふうに思っておりますから、今後ともあらゆる機会を通じまして、その発生源を含めて改善あるいは一部撤去も含めて要請をしまいたいというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 行政権限がどこにあるかが、例えば悪臭が起こるようなことはないと思うんですよ、僕いろいろ調べてみると。例えば、野積みされている牛ふんは撤去すればいいし、それから川に流れ出たり畑に流れてる牛ふんなどはしゅんせつすればいいと。泉佐野市の公社に流れ出た牛ふんはしゅんせつすると、泉佐野市は約束してまます。まだこれ手つかずの状態ですけどね。これも5月にすると言った話がまだできてませんけども、そういう状況とか、それから牛のにおいですが、これも戎谷牧場に府が出している補助金というのは、一番いい補助金というか、一番高い額を出して、大阪府が言うには、牛からのにおいがしないくらいの施設があると、このようにはっきり答えています。

それから、府の職員も、環境課の人ですけども、この方も悪臭問題は解決するというふうに答えて

ますので、これは行政指導云々、府がどういう指導をするかとかいう問題ではなくて、市長のみずからの口で悪臭問題は完全に解決できますと。そら時期はいろんなこと、指導権限の兼ね合いとか、それから相手の業者の動きとかありますから、いつまでということとは明言できませんけども、そういうことをはっきり言うていただかないと、新家の市民はもう安心して暮らせない。引っ越しできる人はいいですけども、近くの方は、今言いましたようにぜんそくなんかの被害も出てるし、布団も干せない、洗濯も干せない、非常に気分が悪いということをおっしゃってます。

そういう面で市長、悪臭は必ず解決できると。もちろん府や泉佐野市が不十分な対応であれば、市長が大いに府や市も励まして解決するんだということ、もう一度決意を聞かせていただきたいと思います。お願いいたします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私としてとり得る手段、行為は、それを十分発揮して、そしてこれは解決をしなければいけない大きな課題だというふうにとらまえておりますので、今後ともそういう立場で行動をしたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 続きまして、給食センターの件についてお聞きいたします。

今、保健所の方から2度にわたる改善をするよというところで文書が出てるんですけども、教育委員会の方としましては、給食センターを実際に建てかえする計画があるのか、それとも改修するのか、どのような予定なのか、お聞かせください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 基本的な考え方につきましては、先ほど述べましたとおりでございます。なお、今後どうしていくのかということにつきましては、幾つかの選択肢が考えられますけども、まずは常時学校へ給食を供給している施設であるという施設の特長性がございます。

したがって、一定の取り組みができる時間というんですか、例えば夏休みを含めた前後と、こういう期間も考えられますし、それを除いた時

期であれば片方で学校給食を実施しながらと、こういうことになるかと思っておりますので、明確に定めておりませんが、先ほど申し上げましたように、現在本給食センターはウエット方式でございますので、それからドライ方式に切りかえていくと、これはもう0-157の教訓として全国的にそういうふうに移りかえられておりますから、いわゆるドライ方式の中核になる部分というのは、水の始末をどうつけるかということであるかと思っております。

したがって、給食センターの床の部分、これを全面的にやりかえる。配管も通ってますので、やりかえないことにはドライ方式という形にはならないと、こういった点を勘案しますと、まだ十分議論というか、これから議論をしていくという前提のもとでございますけども、いわゆる1つの施設、器具類の更新ということは、具体的に申し上げますと全面的なやりかえになるし、こういった事例をほかのところで見ますと、いわゆる建てかえというような選択をとっておるところが多いようございます。

そういったことを敷き台にしながら、具体的にどうしていくのかということの先ほど申し上げましたように詰めていきたいと、かように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 吉野さんが言われたように、建てかえの方向が望ましいし、0-157のこととか食中毒のこととか考えると、建てかえしかないという結論が出てくるんだろうと思っておりますけども、建てかえにかかる予算は幾らぐらいかかるのか、わかっていればお教え願ひしますか。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） きちっとした積算はしてありませんけども、漠とした超概算ということでお願いしたいんですけども、いわゆる土地以外、土地を除いて十三、四億ぐらいになるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 平成9年、平成12年に保健所から指導命令が出て、この超概算の建てかえ

の費用ですけども、これは遠藤助役のときに概算されたというふうにお聞きしてるんですけども、これはもう待たなしなんですよね。平成9年にそういう保健所からのあれがあった時点で多分対応されて、こういう金額をはじき出したと思うんですけども、これどうなんですかね。13から14億の待たなしの事業を予算当局というか、予算サイドの方ではこの分準備されているのでしょうか。計画の方、給食センターの建てかえの方をどのように考えておられるのか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。
総務部長（細野圭一君） 本市の財政状況については、いろいろこの議会でも御論議いただいているところございまして、今の状況ですと、特別にこの枠をもって即対応できるというような状況ではございません。

その中でやはりいろいろほかの老朽施設云々の御論議もございまして、やはり今後の計画的な取り組みというんですか、そういうものを各関係部局でもって計画を立てていただいて、その中で現在本市におきまして、回せる範囲内で計画的に行っていくという形の手法しかとらざるを得ないんじゃないかと思っていますところございまして。

議長（嶋本五男君） 大森君。
5番（大森和夫君） 吉野さんにもう一遍お聞きしますけども、この保健所から給食センターに関する改善のそういう指導というか文書が出たときに、これは所管の文消委員会に報告したのか、それからこの超概算の13から14億という建てかえの予算は、どういう会社をお願いしてこういう調査を行ったのか、その費用がどこから出たのか、そしてその13から14億かかるという超概算ですけども、このことは報告書が手元にあって、その文消なり各議会に報告できるようなものがあるのか、その点お答えください。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 先ほど申し上げました数字というのは、正式に依頼を申し上げてはじいた数字ではありません。給食センター等に関連のある業者さんに、超概算ということでどれぐらいのもんでしょうかという形で把握している数字でございます。

それから、保健所等の指示が所管の委員会でのような取り扱いがなされたのかというのは、ちょっと手元に資料がございませんので確認ができませんので、後ほど確認し御連絡申し上げます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） この保健所から出た指導ですけど、普通は2回出てるという大きな問題もあるんですけども、普通でいえば、保健所に聞きますと改善命令になるのが普通なんですってね。

ただ、例えば保健所の方が入られて、この給食センターは改善せなあかんと言うた場合に、泉南市の場合もそうですけども、すぐできないという場合がありますよね。いついつまでにできるとか、いついつまでに直しましょうというて市の方が答えた場合に、改善命令書という形で出すそうです。というのは、改善しなさいというて保健所が出したところで市がしなかったら、今度はその命令を出した側の保健所が会計監査局とかあの辺からどういうふうな仕事をしとったんかと、まじめに保健所の仕事をしとったんかということになるので、改善命令書というのはお互いの合意のもとで出すんだと。

例えば、それを出すことによって、市の方は、こういう改善命令書が出たから私とこはすぐ給食センターを改善せなあかんのですということで説明にもなるというようなことで、そういう合意がなければその改善命令書は出せないそうです。

だから、この2回の保健所からの指導というのは、実質もう改善命令に等しいんです。内容を見てもうたらわかりますけども、吉野さんもおっしゃったように、本当にいつ0-157が起るのか、食中毒が起るかわからない状況なんです。一刻を争うような状況なんですよね。

これをもっともったきっちり担当の委員会に相談する必要もあるし、それからこの金額もきっちり調査したらいいと思うんですよ。きっちり調査して幾ら要るんか、財政当局はもう全然無責任というか、頭のないようなことを言うてますよね。そんなんじゃ給食センターはいつなのかかわからない、いつできるかわからへんような状況になってるんですよ。

この点で、もう一度きっちり建てかえというふうに教育委員会は腹を固めたように思われますので、そういう予算、建てかえに関する調査をしていくのか、その点もう一度お願いします。教育長、ぜひお答えください。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今の大森議員の御意見に対しましてお答えをしたいと思います。

先ほど吉野部長からもお答えしておりますように、給食センターの改修について、これはぜひ必要であるというふうに認識いたしております。先ほどからおっしゃっておられるように、保健所等からの指摘もごさいます。そういった意味で、早急に一定の方向を見定めるべく、財政当局とも御相談の上、大変財政の厳しい中ではありますが、検討の方を進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 給食センターの方の努力によって、今まで本当に事故がなく済んだという状況です。保健所の改善の文書を見ますと、水はたまるわ、もう大変な状況であると。職員の方は、教育長初め吉野さんに非常に期待されてるわけです。親身になって相談に乗ってくれてるということで、これで給食センター改善に向けての展望が見えたというふうにおっしゃってるんです。それにこたえられるような形できっちりしていただきたい。調査の方はすぐ予算をとってやっていただけるんですね、教育長、建てかえに関する予算はすぐ。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほども申し上げましたように、今すぐ調査費をとってというところ、この辺のところも協議をしてみらなくてははいけませんので、今この場で御返答申し上げるわけにはいきませんので、鋭意検討してまいらということ御理解を賜りたいと思っております。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 市長、どうですかね、この予算。こういう状況になってますのでね、保健所からの指導の文書なども担当の所管の委員会で十

分論議もできなかったような状況もあるんです。今の件で超概算で13億から14億かかるような事業になるんで、きっちりした調査が必要だと思うんですよ。この点で、調査費を教育長もぜひ要求したいというふうにおっしゃってるんで、その点いかがでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 給食センターの状況については、教育委員会から一定報告を受けております。その中で、2つの選択肢があると思うんですけども、1つは現施設の抜本的な改善で対応するという場合と、もう1つは新たに建てかえるという2つがあるかというふうに思います。

それで、教育委員会に申しておりますのは、ドライ、ウエット問題だけではなくて、それ1ついらうと、設備とか器具を皆変えなきゃいけないという問題があって、仮に改善するにしても相当お金が要るんじゃないかということをごさいますから、まずその辺のアバウトのアバウトのコスト比較ですね、ひとつしていただきたいということをお願いしております。

それから、建てかえの場合の13億前後というのは、これもアバウトのアバウトの数字かというふうに思いますけれども、仮にその場合、財源的に補助あるいは起債をどの程度充当できるのかという問題、財源の問題が一番大きいと思うんですね、総額もそうなんです。ですから、そのあたりの整理をまず教育委員会でするようにということをお願いしております。その上での1つの判断になるかというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 教育委員会の方は、もう建てかえしかないということで腹を固めたようなんで、どっちかという選択ではなく、金額も大きいので、早急にもう一遍市長も、また教育委員会も相談されて、早急に動いていただくようお願いいたします。

続きまして、あと公園の問題ですけども、公園ね、新家でもぜひ1つぐらい購入してほしいというようなことも言いたいんですけども、財政的な問題もあるので、なかなかそういうことは言えないんですけども、既存の公園施設を利用するとい

うのは、市長の所信表明の中でも出てることなので、さっきの新家の例を出しましたけども、例えば野球でボールを打つと公園から出てしまうという状況があるんですよ。公園に例えばネットをつけていただくとかというようなことを考えれば、多様な利用方法があるんじゃないかと思うんですよ。

それから、学校施設を開放するとか、それから今ある市の保有地を利用するとか、そういう点でのお考えというか、ないんか。今、泉南市の公園の1人当たりの面積というのは、府下でいうと33位で非常に低い位置にあるんですわね。そやから、これで今の財政状況では足れへんから、公園をどんどんふやしていこうかというような状況ではないのはもう明らかなんでね。そういう点で、既存の公園、それから市の保有地、学校施設等の開放とか考えておられないのか、その点お答えください。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 事業部は公園事業を鋭意努力してやっておるわけでございますけども、公園の種類によりまして、どこの公園でもボール遊びができるというような形態にはなっておらないわけでございます。今後、運動公園——俵池公園等でございますが、これらのいわゆる公園の種類をはっきりとさせるということが1つでございます。

それと、既存の公園、66カ所ほどございまして、今これらの維持管理については、利用者の方に管理していただくと、受益者負担という目的もございましてやっただいてる部分もかなりございます。管理事業費としましては年間約二千七、八百万もかかっておるわけでございますので、効率的な管理に努めなければならないというふうに思っております。

それと、バランスよく公園を配置するという考えを持っておりますが、何せこういうような財政状況でございますので、今回予定している公園については平成4年以來の公園でございますので、できるだけ当初の一昨年策定いたしました都市計画の基本方針に基づいて、公園の設置に努めたいと考えておるところでございます。

それと、公有地、また民間の未利用地の利用と

いうこともございますが、これについては難しい面もございます。我々としては、公園にするのかしないのかという判断以前の問題でございますので、そういうチャンスがあれば協力はしたいという考えを持っております。

それと、管轄外でございますけども、学校のグラウンドの利用と。これについては教育委員会の方で条例もございまして、貸し出し等やっていただいております。

議長（嶋本五男君） 大森君。あと1分です。

5番（大森和夫君） それでは、最後にダイヤの改善の問題で、市長の言われるように、市の方はダイヤの改善とバリアフリー化の整備という要望を挙げられて、あと調べてみますと、新家の区長会はダイヤの改善一本と、それから議会の要望はダイヤの改善と駅舎の施設、それから共産党の署名もダイヤの改善ということで、ダイヤの改善が一番望まれてることなので、これを特に重視してやっていただきたいと思っております。

新家の駅は乗降客数が減ってるそうなんですよね。ある議員が質問の中で言うてましたけども、駅はやっぱりまちの中心であり、駅の衰退はまちの衰退につながるということを言われていたんですけども、僕もなるほどなと思いました。今、新家の駅は本当に非常に利用しにくい状況にあって、乗降客も減ってるということなので、これに対する対策、ほんまに空港ができて便利になったなというまちづくりになるように、ぜひ市長を初め頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 以上で大森議員の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時 7分 休憩

午後1時20分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 奥和田好吉君の質問を許可いたします。奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ただいま議長にお許しを得ましたので、大綱4点にわたってお尋ねいたします。

衆議院選も終わり、いよいよ21世紀に向けての時代の動きが加速します。さまざまな公約については、今後どうなるのかしっかりと見きわめていきたい。日本は今、多くの課題を抱えている。教育の行き詰まりを初め、経済の破綻、ごみの処理、環境破壊、人心の荒廃と数え上げれば切りがない。しかし、これら1つ1つの問題を解決していけるかどうかは、結局国民一人一人がどれだけ国の将来に責任を持つかで決まるのではないだろうか。今後の日本の未来を考えると、国の指導者を初め、だれもがうそのない真摯な行動、実行力があれば、21世紀の日本には明るさが戻るはずであると思います。

平凡な主婦が世界の市民運動をリードする学者に、その人の名はアメリカ未来学者ヘンダーソン博士であります。幼い娘の肌についたすすが幾らこすっても取れないことから環境問題に取り組み、近隣の主婦の心を動かし、やがて大きな市民運動になり、現在アメリカの天気予報に発表されるまでになっております大気汚染指数も、その運動の成果であります。

ヘンダーソン博士は通常の大学教育を受けていないが、環境を破壊する今の経済学に疑問を持ち、独学で勉強を重ねて、主婦なんかには経済がわかるかと専門家に冷笑されたが、ついに世界的な学者も論破する実力をつけ、執筆する論説記事は27カ国で翻訳、世界の400の新聞に掲載されるまでになっております。

そこで、環境問題についてお伺いいたします。去る5月26日、公明党が提案し環境型社会形成推進基本法が成立いたしました。環境型社会形成推進基本法は、環境型社会への転換を基本理念とし、ごみの取り扱いについて排出抑制、再利用、再利用、熱としての再利用、適正処理という優先順位を定めた上で、国や地方自治体、事業者、国民の責務について規定しております。

具体的には、ごみの排出事業者が環境保存上問題がある場合に、原状回復費用を負担することや、必要と認められる場合について生産者がごみとなった製品を引き取る責任、いわゆる拡大生産者責任を負うことなどを明記しております。また、2003年10月1日までに環境型社会を構築する

ための基本計画を作成し、5年ごとに見直すことが盛り込まれております。

市長にお伺いいたします。環境型社会をどのように思われるでしょうか、御所見を賜りたいと思います。

次に、ごみ問題。

現在、分別収集は何分別なのか、またごみを減らす努力をされているとは思いますが、今後さらに打つ手を考えておられるのか、お聞かせ願いたい。

環境問題3点目、悪臭の問題であります。

この問題については、きのう、きょうもる話をされております。環境庁は不快なおいをなくすだけでなく、快適な香りを保護、創造する基本となる初のおい環境指針を近く策定する予定であります。そして、7月初めにも全国の自治体に配布するとのことですが、悪臭は公害苦情の中で常に上位を占めていると思います。新家方面の悪臭も、若干改善はあったというものの近隣の住民はいまだ悪臭に悩まされております。今後どのように手を打たれるのか、お聞かせ願いたい。

また、最近シックハウス症候群という言葉をよく耳にします。住宅建材などに含まれる化学物質が引き起こすシックハウス症候群について、厚生省は住宅内に発生する化学物質の総量規制に乗り出す方針を決めておりますが、泉南市においても最近ミニ開発が進んでおります。この問題をどのように考えておられるか、お聞かせ願いたい。

環境問題4つ目、チャイルドシート貸し出し事業についてでありますけども、近年、交通事故による被害が多発しております。道路交通法が規制され、4月1日からチャイルドシート装着が義務づけられ、近隣の市町村では少子化対策交付金を活用して、チャイルドシート貸し出し事業を実施しております。去る6月14日、住民の強い要望で7,960名の署名とともに住民の代表11人が来られましたが、その後の経過をお聞かせ願いたい。

大綱2点目は、福祉行政についてであります。

出産一時金の支給前倒しについてであります。政府管掌保険や国民健康保険加入者に対して、子供を出産した後、国から支給される出産育児一時

金を本人の申請があれば、出産以前に前倒しする形で貸し付ける制度を設けてはどうかと思いますが、御所見を賜りたいと思います。

2点目、乳幼児医療費の無料化について、現在泉南市では、乳幼児医療費通院の無料化については2歳未満までであります、3歳未満まで引き上げていただきたいと思いますが、御所見を賜りたいと思います。

3点目、児童虐待防止法が公明党が七十数万名の署名を集めて政府に提出し、連立与党の枠組みの中で成立いたしました。児童虐待は私たちの目の届かないところで行われるように思います。この問題をどのように思われるか、お聞かせ願います。

大綱3点目、行政評価制度についてお尋ねいたします。

行政評価制度は、客観的な基準で行政の仕事の実態を分析するとともに、目標を明確に管理することで行政の仕事の内容や実施方法などにあるむだなどの問題点を見つけ出し、仕事を改善させる制度であります、アカウントビリティー、すなわち行政側が行政活動の内容を住民に説明し理解を求める責任、行政は税金を初めとする社会的資源を利用してさまざまな行政サービスを提供していることから、資源が正しく使われているか、資源の利用方法は効率的か、提供している行政サービスは住民のためになっているのかなどについて、住民に対して明らかにする責任があります。

そこでお伺いいたします。平成9年度から行財政改革に取り組んでおられますが、具体的にどのように取り組み、どのような成果を上げているのか、詳しくお聞かせ願いたい。

大綱4点目、教育問題についてお伺いいたします。

まず1点目、プール問題。学校教育の授業の中で、水泳指導の授業が中学校では行っていないと見聞いたしておりますが、なぜなのか、お聞かせ願いたい。

最後に、学校トイレの問題でありますけども、子供の間でトイレに行けない症候群とも言うべき傾向が広がっているようであります。排便を我慢

して慢性的な便秘になったり、お漏らしをしているような子供もおるように伺っております。子供の心と体にさまざまな影響が出ているのではないかと心配しております。

学校トイレの実態やそこから見えてくる問題はどこにあるのか。既設の学校のトイレは、建物の老朽化が進む中で、トイレ環境も悪化し、施設の日常のメンテナンス方法も立ちおけているのではないだろうか。さらに、大阪府下の小・中学校のトイレは、和式トイレが圧倒的であると思います。新築家屋の約9割が洋式トイレの時代を反映して、子供のトイレ離れが深刻な問題であります。

そこで、御提案いたします。1番目、府内の実態調査をお願いしたい。2番目、トイレ改修に国の補助実現に努力していただきたい。3つ目、全学校に和式、洋式の併用をお願いしたい。4つ目、できるところから学校トイレを水洗にさせていただきたい。

以上、質問が多岐にわたりましたが、理事者の皆様方の明快なる御答弁をよろしくお伺いいたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの奥和田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 最初の循環型社会形成につきまして御答弁を申し上げます。

循環型社会形成推進基本法がこの前成立をいたしました。これは基本法でございますが、特別法的には7本の法律によってこれから運用されていくわけでございますが、そのうち容器包装リサイクル法につきましては、既にことし4月から施行されておりまして、本市におきましても大阪府下でもトップを切って分別に入っているところでございます。

こういう廃棄物リサイクル対策を総合的に、かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向けた取り組みを実効あるものとするためできた法律でございます。この法律によりまして事業者、国民の排出者責任が明確化され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換が図られていくものと考えております。

本市におきましても、環境問題は、私もそうでございますが、市政の柱といたしております、いろんな角度から推進をしているところでございます。先ほど申し上げましたことし4月からのその他プラスチック類、あるいはその他紙製品の分別収集もそうでございますけれども、従来から行っております市内のエコオフィス行動計画の中で、グリーン購入は既にいたしておりますし、それから特にリサイクルの活用ということで、職員の制服にペットボトルの再生品を使うということもやっておりますし、また市民団体と協力いたしまして、エコ農園あるいは生ごみの自家処理機等の対策も講じております。

低公害車の導入も、間もなく供給ステーションの設置と天然ガス車の導入も進めていきたいということで、全庁的に積極的に取り組んでいるところでございまして、これからまた来年にかけて施行されます家電リサイクル法、改正廃棄物処理法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、そしてグリーン購入法、こういうものと相まって、さらに我々行政の中から率先してこの循環型社会形成のための施策を積極的に推進してまいりたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員のごみ問題につきまして御答弁申し上げます。

本市におきましては、リサイクルの一環としまして、容器包装であるプラスチック容器包装やペットボトルを初めとしまして、7種分別を行っているところでございます。今後とも市民の皆様方の協力を得ながら分別収集の推進を図るとともに、ごみの減量化、資源化を行い、環境負荷が少ない清掃業務に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、悪臭の件でございますが、午前中にも他の議員さんに答弁いたしておりますが、これからにつきましては、大阪府並びに泉佐野市ともども連携を密にしながら、最大限努力してまいりたいと、このように考えてございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、チャイルドシートの貸し出し事業の件で

ございますが、本年4月1日より、自動車の運転者は、幼児を乗車させるときはチャイルドシートを使用しなければならないと定められております。御質問の市における貸し出し事業については、泉州各市でも既に実施されている自治体と今後実施予定の自治体がございます。

ただ、それぞれの自治体におきましても、対象人員に対しまして数%の貸し出し率であると、また万が一の事故についての対応が大変難しいと。それと、返却時点でのメンテナンス、また保管場所の確保等の問題があり、対応に苦慮していると聞いております。また、チャイルドシートの選択や使用方法を誤ると、効果がなくなるばかりか逆に被害を受ける可能性もございます。

このような状況のもと、本市では現在実施はいたしておりませんが、先日約8,000名に近い市民の方々の要望もございましたので、現時点では既に実施中の近隣各市の状況を精査し直しておるところでございます。それと、貸し出し事業についての民間の調査も行っておりまして、近々判断してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御願い申し上げます。議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 奥和田議員御質問の福祉行政について御答弁申し上げます。

まず、出産一時金の支給前倒し、そして貸付制度についてでございます。この出産一時金の支給につきましては、現在被保険者の出産の事実に基づいて支給するというようになっております。出産、死産あるいは流産を問わず、4カ月以上であれば出産一時金は支給されます。

議員御指摘の低所得者等につきましては、出産準備等の費用がかさみ、御負担が厳しい方もおられると思いますが、これらの方々が出産費用の支払いが厳しい場合には、担当者が被保険者の御相談に応じ、医療機関とその支払い方法について相談するという事は、現在までもございました。

この出産一時金については、被用者保険との給付調整等の問題もありますので、そういった議員御質問の趣旨については、我々としては十分認識いたしておりますけれども、この出産一時金の制

度につきましては、その被保険者の出産の事実に基づく支給となっておりますので、御理解のほどお願いしたいと、このように思います。

それと、続きまして、乳幼児医療費の問題でございます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、現行大阪府の制度は0から6歳の就学前児童の入院のみで所得制限を設けております。しかしながら、市単独事業としましては0歳から1歳児の入院、通院につきましては所得制限を設けず、平成7年度から実施してきたところであります。

この市単独で実施している通院についても補助の対象とするよう、再三市長会を通じて大阪府に要望を行ってまいりました。その結果、大阪府は、府の福祉施策の再構築の中で少子化対策の一環として、通院につきましては13年度0歳児、あるいは14年度からは0歳から1歳児について段階的に補助対象とするという予定であると、そのように聞き及んでおります。

議員御質問の通院についての対象年齢の泉南市としての引き上げについてでございますけれども、現在のところはまだすべて市単独の施策となっております。現行の助成制度でもほとんどが市の一般財源であり、対象年齢の引き上げにつきましては、現下の財政状況からも財政負担が大きく、実施が難しい状況にあるというところでございますので、御理解のほどお願いしたいと、このように存じます。

続きまして、児童虐待防止法についてでございます。それについての市の考え方という御質問であったと思います。

この法律は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみまして、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とし、何人も児童に対し虐待をしてはならないとなっております。

児童虐待問題が我が国で取り上げられることが多くなり、児童相談所が扱う児童虐待件数は、3年前に比べると3倍に増加し、6,900件に達し

ております。その背景には、虐待する親の増加と虐待への認識が国民の間に高まりつつあることが考えられます。

しかしながら、まだまだ多くの子供たちが罪もないのに危険な目にさらされ、それが家庭内という密室で行われているために救われないままであるということも推測されております。我々としましても、保育現場と密接に連携を図りながら、虐待の疑いのある子供の早期発見、あるいは子供やその家族に対する適切な対応を行いまして、子供の命の危険、心身の障害の発生の予防につながる保育活動を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 大綱3点目の行政評価制度につきまして御答弁させていただきます。

行政評価制度に関連いたしまして、行革の取り組みについての御質問でございましたが、行政の取り組みの評価を諮るのが行政評価ということになってございまして、その1つとして事務事業評価等につきましては、先行して三重県等での取り組み等がよく知られているところでございます。

この取り組みでも勘どころとするところは、やはり内部のみの作業だけではなく、外部からの評価をもって効果を発揮するということが言われているところでございます。そういう観点から、先生御指摘のように、本市の行財政改革の取り組みにつきましても、大綱を作成した段階で議会にもお示しいたしまして御説明させていただきました。

また、昨年には中期財政展望につきまして御配付させていただきました。御論議をいただいております。そして、今般、行革のこの3カ年の取り組みの成果につきまして、過日の総務常任委員会協議会で御説明いたしまして、各議員先生方にお配りさしてもらったところでございます。

その中で取り組みの経過等、当初の大綱の概要に基づきまして、各年度ごと、また取り組みの項目、大きくは財源の確保、事務事業の見直し、また行政運営等につきまして、それぞれ各年度ごとの成果等を記載しておるところでございます。そして、トータル的にこの3カ年の経費効果といた

しまして、トータルで約10億の成果を記載しておるところでございますし、また職員数のこの間の削減等におきまして、約3億4,000万程度の削減効果があったということを含めまして記載しております。

当然、これで行革が終わるわけではございませんで、これらを踏まえまして、今年内に新たな行革の1つの大綱なりを作成してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。
教育指導部長（吉野木男君） 奥和田議員御質問の中学校における水泳指導について御答弁申し上げます。

まず、学習内容の基準となる学習指導要領では、1年生においては水泳は必修、2年、3年生では機械運動、陸上競技、水泳のうちから選択という取り扱いになっております。指導のねらいといたしましては、自己の能力に適した課題を持ってクロール、平泳ぎ、背泳ぎを行いその技能を高め、長く泳いだり速く泳いだりすることができるようにするとされております。

議員御指摘の市内4中学校における学校水泳の実施状況ですが、まことに申しわけございませんが、4中学校とも実施されていないのが現状でございます。その理由といたしましては、生徒指導上の日常の巡視体制等により、水泳指導の応援に行くべき教師の数が十分確保できないこと、さらには女子の中には年齢的な状況もあり、水着姿になることを嫌がり、状況によっては半数近くが見学する等がその理由でございます。

教育委員会といたしましては、泳力は時として生命にかかわる問題ともなり得ますので、とりわけ1年生時の水泳指導は、重要であるにとらえております。実施されていないという実態を重く受けとめ、校園長会並びに教頭会で各校の実態を踏まえた上で、それぞれ工夫して水泳指導を実施するよう指導いたしましたところでありますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 議員御質問のうち、学校トイレの問題についてお答え申し上げます。

議員からはトイレに行けない症候群というよう

に御指摘をいただきましたが、各学校のトイレにつきましては、毎年部分修繕及び改修を行っておりますが、各学校とも建築後相当の年数が経過してありまして、経年劣化していることは認識いたしております。修繕、改修の予算の確保に努め、可能な限り各学校のトイレの整備を図ってまいる所存であります。

現在、小学校につきましては11校あるわけなのでございますが、生徒用はすべて水洗化をいたしております。そして、また中学校4校につきましても水洗化済みでございます。また、洋式トイレにつきましては、小学校11校全部に設置しております。また、中学校におきましては3校に設置済みであります。1校だけ未設置という状態でありまして、今後ともより快適な教育環境にするため改修の努力は行ってまいりたいというように考えておりますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。
事業部長（山内 洋君） シックハウス症候群ですか、議会でも初めての言葉だと思いますが、私も知識が浅うございますので余りよくわからないわけでございますけれども、新建材から出る化学物質とか、また接着ののりですね。ここらから出る有害物質、これらが体質に合わない方がおられるということで、いろいろ問題になっておるということは最近聞いたわけでございますけれども、公共事業の建設に当たりましては、いろいろな新建材も使うわけでございますので、その影響とかこういうことについては、今後十分に注意をしていかなければならないというふうに思っております。

また、一般の住宅の新築に当たりまして、いいにおいという、昔の建築物はそういうような状況がございましたが、新建材も多く使って新興住宅地については建設されてるということもございまして、どれだけ行政がかかわれるかわかりませんが、今後やはりそういう病気にいいますか症状といいますが、そういうことについては注意を払っていきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 悪臭の件につきまして先ほども御答弁申し上げましたが、午前中の

答弁でもありましたように、施設の日ごろの管理が重要であるので、適正な維持管理を実施するよう指導していきたいと、また万一施設の整備不良や破損等が生じた場合は、一時操業を停止し、改善を図った後稼働すること、また著しい臭気を生ずる廃棄物を取り扱わないようにすること等の指導を行っていくと。それと、畜産に伴う牛ふんの適正な管理処理が行われるよう、農政部局とも連携を図りながら場内整理等引き続き指導を行う旨、大阪府の方の説明がございました。

今後につきましても、大阪府、泉佐野市と連携を密にしながら行政指導に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 一通り御答弁いただきました。

まず、教育問題でありますけども、プールの問題、先ほどできないことについてる言っておりました。こんなことは言いわけに過ぎない。よそはどうなのか。学校の職員が足らんさかいにできない、そういうあほなね。小学校であって高校であって中学がない、そのブランクはどうするのか。岸和田から岬町までの中でやってないところはどこですか、ちょっとお聞きかせ願ひたい。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 御答弁申し上げます。

岸和田から岬町まで各市町村の中学校において、水泳指導が実施できていないというのは泉南市のみでございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 学校教育に携わる方としてそれを何とも感じないんでしょうか、疑問に思います。先ほど言われたことは、全く詭弁に過ぎない、そんなことは。答弁になってない。非常に大事な授業の中でやらなければならないことをやらない。それは職員が足りないからと、あるいは女性が何やらかんやられて、そんなこと問題にならない。

昨年にこの中学校の中で、女性が――女性がというより中学校の女の子ですね。服のまま真夏で

暑いいうてプールの中に飛び込んだのを御承知でしょうか。その父兄の方が訴えてまいりました。何とか授業の中に組み入れていただきたい。それは高校に入って、また授業に入ってる。その3年間のブランクが非常に大きい。そういう訴えでありました。泉南市のみがなぜ授業の中に取り入れられないのかという切実な訴えでありました。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、私が先ほど現状として水泳実施が困難な理由を述べさせていただきましたが、御指摘のとおり、いずれの理由も指導上の問題でございますので、そういった意味では早急に改善しなければならない課題だと受けとめております。

また、先ほどプールに飛び込んだ事例についてはお聞きしております。そういった認識のもとに、来年度につきましては、必ず水泳指導が実施できるよう学校の実情を踏まえ指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 指導してまいりたいではなく、その実現の方向で検討していただきたい。これは教育長、どうなんでしょうか、ちょっとお聞きかせ願ひたい。

議長（嶋本五男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、吉野部長の方から申し上げましたように、指導の方向で実現をすることで強くやってまいりたいと思いますので、御理解の方よろしくお願ひいたします。（奥和田好吉君「それはことしですね」と呼ぶ）

ことしにつきましては、幼稚園、小学校等、配当の時間、スケジュール、そういったものがもう既に決まっております。その辺のところでは、ことしというのはちょっと難しいかわかりませんが、先般の校園長会時にも各中学校の方で実施をしていただくようにということをお願いをいたしております。

その辺のところ、取り組めるところは取り組んでくれるやもしれませんが、その辺のところ、

来年度については強く指導していった実施というふうに向けたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ありがとうございます。先ほどそちらの方のお立ち台の前で質問したときに、循環型社会を何を間違うたやしらんけど、環境型社会と言いました。これは訂正していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから、学校トイレの問題ですけども、先ほど御提案申し上げました。1番目に府内の実地調査をお願いしたいということ、それから2番目、トイレの改修に国の補助実現に努力していただきたいということ、3つ目に、全学校に和式、洋式の併用をお願いしたいということ、4つ目に、できるところから学校トイレを水洗にさせていただきたいという4点を御提案申し上げましたけども、これはどうなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 府下の実態調査ということで御意見をいただきました。これにつきましては、今現在その資料はできておりませんが、実態の調査をしてみたいと思っております。

それから、補助の関係も、ちょっと勉強不足でどういう内容という形は持ってありませんが、これも研究してまいりたい。

それから、和式、洋式の併用の関係ですが、現在、和式は一般的に多ございますが、洋式も取り入れて各学校に設置してあるということで、それから水洗にいたしましても、これは浄化槽でございますけれども、小学校、中学校で浄化槽による水洗化はいたしてあるという内容でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 言いわけではなしに、今言ったことが全部できるのかできないのか、お聞かせ願ひたい。今の答弁は何や余りわからへんかった。今、4点御提案申し上げましたけども、これはできる、これはできないともうちょっと明確に答弁していただきたい。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 実態調査につつま

しては、先ほど申し上げましたように調査はやっていきたいというふうにお答え申し上げたいと思えます。

それから、補助につきましても、補助いただけるものは補助をいただき、改修に向けて努力してまいりたい。

それから、和式、洋式につきましては、現在のところ実態としては和式及びまた洋式ということで併用している状態があります。

それから、水洗化にしてほしいと、このあたりの中におきましても、現在のところ各学校の水洗化はいたしてあるという内容でございますので、さらにトイレが使いにくいというような内容、このあたりにつきましても、またあるいは故障とかこのあたりにつきましても、随時的に排水状態が悪いとか、このあたりの修理も含めましてトイレの美化に当たっていききたいというふうを考えております。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 次に、行財政改革でありますけども、先ほど平成9年度からの行財政改革について、梓だけちょっと言っていたいただきました。中身は全然なかったんですけども。

例えば、泉南市において経常収支比率がことしの2月に全国ワースト20の中に入ってるわけなんです。この経常収支比率が全国で20番の中に入るといふ非常に不名誉なことが新聞にも載りましたけども、平成6年から11年の見込みの間で100%をずっと超えるのはどこがどう悪いのか、どう努力をすればどうなるのかというその検討を毎日なされてるんでしょうか。非常にそれがあいまいでちょっとわかりにくいんですけども、どうなんでしょうか、ちょっとお聞かせ願ひたい。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、本市におきますこの経常収支比率につきましては、全国的に見ましても大変悪うございまして、全く不名誉な記録であるという認識はしてございます。そういう中で、当初の大綱の目標といたしましては、10ポイントの削減ということを目標と掲げてきたわけでございますが、この3カ年の成果の中では、その具体的な成果が得られなかったとい

うことでございます。

一般的な経常的なものでございまして、人件費、公債費等々、即切り詰めれるものでない、一定の制約があるわけでございますが、これが一般的には、指数で申しますと80%程度が1つの適正な目安と言われてるわけでございますが、これが絶対的なものではございませんが、各市のいろいろとその時々状況等があるわけでございますが、やはり100%以上というのは異常でございますので、できる限りこれの削減に向けまして努力してまいりたいと思っておりますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） この行財政改革報告書を読ましていただきました。なるほどすばらしいことを書いてるんです。そやけど、これが現実に行われてると思われなような内容です。じゃ、義務的経費がどこがどうなのかという具体的なこともわからないという現状です。

実際にこれが平成9年度から練って練ってずっとやられて、ずっとすばらしいことを書いておりますけども、現実にこれが行われてるんでしょうか。その上で、経常収支比率がここまで100%以上超えるのがずっと続いている、そういう状況なんですか。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 確かに、その指数だけを見れば何も成果がなかったのじゃないかということになるわけでございますが、全体的な総枠の削減等で申しますと、やはり一定の成果もあったことは事実でございます。

そういう中で、当初のものが、まあいえば当初よりは若干落ち込みが、今の段階である程度の成果があったというふうに解釈するわけでございますけども、先ほど申しましたように、やはり適正な財政運営をやっていく上で、この指数については一定の目標になるわけでございますし、それに向けましてまた今年度一定の総括の上に第2次の大綱、また実施計画なりを作成してまいりたいと思っておりますので、その中でより精緻な計画を立ててまいりたいと思っておりますのでございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 成果があった、あったと言うて、内部だけで盛り上がったって何にもなれへんわけですわ。それを認める人が認めんとどうにもならへんわけですわ。内部だけで成果があった、あったと言うけど、発表、どこがどうなったのかということ具体的に言ってくださいというけど言えないという、なぜなんですか、それ。どこがどうなったのかということ教えてくださいと質問してるんです。どこが成果となったのか、教えてくださいということを言ってるんです。言うてください、それ。

議長（嶋本五男君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 失礼いたしました。経費効果等の実施結果でございますけども、平成9年度から11年の3カ年におきまして、項目数で申しますとトータル133項目、そのトータル額といたしまして9億7,900万を見てるところでございます。

また、職員数におきまして、平成8年の740人から平成11年度720人に削減いたしまして、この間の効果といたしましては3億4,200万になるわけでございます。

また、普通建設事業の推移でございますが、平成7年度の58億、また平成8年度の66億何がしから平成9年、10年、11年と20億台でもって推移してきて、その間に各種事業の廃止、凍結、延期等を見直した中での一定の成果であるというふうに思っているところでございます。

また、具体的に事業の中では、廃止した3事業といたしましては、サイン整備事業、泉南市開発協会の解散、また下水道技術センターからの支援等の廃止等もございまして、凍結、延期したものとしていたしましては、国際交流協会創設の延期等13事業がございまして、また、組織機構の再編整備におきまして、平成9年、10年、11年におきまして、それぞれ各課の統廃合を含めまして一定の縮減を行ってきているところでございます。

ただ、議員御指摘のように、やはりこれだけに甘んじるわけではございませんで、今後より市民サービスの向上を含めました私どもの行財政改革を推し進めていく必要があると思っております。

でございます。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 次に、福祉行政でありますけども、出産一時金の問題でありますけども、今若いお母さんが子供を産もうとしてお金をためておった。それが御主人がどうしても会社のリストラにあって収入がなくなってきた。その出産の費用まで手をつけなければならぬような状況に陥られた方もいらっしゃると思います。

出産して初めてお金をもらえるというの、いわゆる一時金をいただけるというの、よく皆さん御存じなんです。しかし、出産前にそれを前倒しをするような形でできれば、前倒しの形で一時金をしてあげれば、そういう家族も非常に助かるのではないかと、こういう提案なんです。

非常に厳しい今の社会環境の中で、出産費用がないという困っておられる方がたくさんいらっしゃるんですけども、その方が来たら何とかなると、そういうあいまいな言葉ではなしに、そういうことをできないものかどうか。そういう御提案を申し上げてるんですけども、どうでしょうか。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この出産育児一時金の支給の分につきましては、これは医療費の関係の保険の問題であります。そして、当然そういった出産されるときには——普通、出産育児一時金といいますのは、先ほども答弁させていただきましたように、出産という事実に基づいてこの出産育児一時金が支給されるというのが本来の制度であります。これは議員もよく御存じだと思います。

ただ、特に生活が苦しいとかそういった場合は、これは生活の全体の中の議論ということになります。そういった問題につきましては、また別の形の例えば貸付金でありますとか、そういった制度を御利用いただくとかという形で我々としては対応していきたいと思っております。

それと、あと出産されまして、例えばそういった御相談があればその窓口に来ていただきまして、どういうふうにしたらいいかということについては、相談というんですか、対応させていただけるかなということ、我々としても言えるのではな

いかと思います。

ただ、一時金を支給ということになりますと、これはあくまでも出産という事実に基づいて支給されますので、そういうことで御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。

議長（嶋本五男君） 奥和田君。あと2分です。

9番（奥和田好吉君） 現在ごみの問題ですけども、生ごみとそれから古紙のごみですね、紙類のごみ、これがどれぐらいの比率で出てるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 奥和田議員さんの御質問でございますが、現在細かい数字を持っておりませんので、後ほど報告さしてもうてよろしいでしょうか。（奥和田好吉君「そんなもん、あくかいな。何もなれへんやないか。そんなんやったら初めから聞きにいくわ」と呼ぶ）

議長（嶋本五男君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） そんなむちゃくちゃな答弁されたら困るわ。現在、古紙がごみの中にほられて、このごみだけで大変な状況なんですね。各市はこれで一番悩んでるんです。生ごみについても、いわゆる生ごみ処理機の購入に3分の1あるいは3分の2出すというのは、泉南市でも行いましたね。これは100台ぐらいで行いましたかね。よそでは無制限にそれをざあっとやってるところも、これが2,000万ぐらい出してることもあります。

うちの場合は、若干その10分の1ぐらいだろうと思いますけども、その生ごみをこれから減らしていくという努力を非常に市がやっております。しかし、古紙の問題ですけども、これをどうやっていくのか、考えていただきたいと思うんです。

例えば東京23区では、この古紙の問題を新聞社あるいは古紙の回収業者、製紙会社のメーカー、これが集まってリサイクル活動運動を推進してるわけなんですね。こういうふうにしてごみを減らすのを東京都全体でやっている。泉南市についても……

議長（嶋本五男君） 簡単をお願いします、時間が来ましたので。

9番（奥和田好吉君） こういうことをやってい

ただきたいという話なんです。まだ答弁はちょっとやってるような感じですけども、ちょっとぐあい悪いな、こういうのは。

議長（嶋本五男君） 以上で奥和田議員の質問を終結いたします。

次に、14番 成田政彦君の質問を許可いたします。成田君。

14番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員の成田政彦です。市民の生活と暮らしを守る立場から、大綱3点にわたって質問してまいります。

大綱第1点は、部落差別解消の立場から、同和教育の廃止について質問します。

国が同和事業を終結して以来4年になるが、今なお本市においては同和教育が進められています。本来、同和教育は同和事業の終結と同時に廃止すべきものであるのに、しかもその同和教育の中身は、教育委員会丸抱えの補助金団体である市同和研究協議会に市内のすべての幼稚園、小学校、中学校を学校ごとに加入させるなど、すべての教師に対して同和教育をやらせていることであります。

しかも、同和教育としてやっていることは、差別がある限り同和教育を行うという部落解放同盟の主張する部落民以外差別者という解放教育に沿ったものであり、さらに異常なのは、部落解放同盟の役員が教育の現場に加わったりしていることであります。

今日、部落差別が急速に解消している中で、ありもしない差別意識をつくり上げ、一般地域と同和地域の垣根を広げるような今日の同和教育は、部落差別解消とは無縁なものであります。必要ありません。このような同和教育を実施している教育委員会の責任は、重大であります。教育基本法の教育の中立性を侵す同和教育は、廃止すべきものであります。

そこで、大綱第1点の1として、市同和研究協議会の補助金のカット及び市同和研究協議会と教育委員会はどのような関係にあるのか、お伺いしたいと思います。

大綱第1点目の2は、市条例違反である鳴滝幼稚園の幼保一元化についてであります。鳴滝幼稚園の幼保一元化を廃止し、分離すべきであるが、お伺いしたいと思います。

大綱第1点目のその3は、同和教育副読本「にんげん」についてであります。「にんげん」を廃止し、回収すべきであると思うが、お伺いしたいと思います。

大綱第2点は、教育行政についてであります。

今日、多くのマスコミでも取り上げられている17歳の不安に象徴されるように、学校でのいじめや学級崩壊、子供たちの非行や犯罪に市民の皆さんが胸を痛めています。今日、子供たちをめぐる社会環境の荒廃は、深刻なものがあります。

受験第一の教育、大人の社会における汚職と腐敗の蔓延、暴力や退廃文化に対して無防備に置かれている子供たちの環境状況など、大人の世界がそのまま子供の世界に反映されています。このことは大人の世界の道義を正さない限り、子供世界も健全にはぐくまれません。今日ほど私たち大人が教育について真剣に話し合い、解決に力を合わせることを求められているのではないのでしょうか。さらに、教育の困難性の解決に取り組むに当たっては、行政、学校現場、地域、家庭すべてが連帯して行動することが必要と思います。

このような中で、本市においては、97年度より進められてきた行財政改革は、一方では同和教育を聖域とし予算を増額しながら、ぼろぼろ校舎などの大規模改修など、教育予算については大幅に削減してきました。これでは子供たちをめぐる教育環境は、ますます悪化するばかりではないのでしょうか。

大綱第2点目の1は、学校プールの8月10日以後の開放についてであります。

教育委員会は、97年、98年は8月25日、99年は8月10日以後から学校プールを閉鎖していますが、子供たちにとって夏休みの中でプールの利用はなくてはならないものです。本年度において夏休みいっぱい学校プールを開放すべきだと思いますが、お伺いしたいと思います。

大綱2点目の2は、図書館行政についてであります。3月の第1回定例議会で図書の購入費の増額を求めましたが、その後改善されたのか、お伺いしたいと思います。

大綱第2点目の3は、学校教育における非行問題など子供たちに対する対応についてであります。

学級崩壊、不登校、器物破損など学校現場の対応と状況についてお伺いしたいと思います。

大綱第3点目は、道路行政についてであります。

大綱第3点目の第1は、第二阪和国道の樹木の伐採であります。自動車排気ガスから市民の健康を守る上で、緑の樹木の果たす役割は科学的に検証されています。市民の合意なしに一方的に樹木を伐採することは、市民の健康を守る立場から許されるべきものではありません。緑の樹木が市民の健康を守るかどうか、環境影響調査をすべきであると思いますが、お伺いしたいと思います。

大綱第3点目の2は、砂川樫井線についてであります。砂川樫井線についての進捗状況と一丘団地とJRに沿った部分の道路の舗装の見直しを初め、草刈り、交通安全対策についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） ただいまの成田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目は、泉南市同和教育研究協議会の廃止についてということでございます。

本研究協議会は、市内の小・中学校及び幼稚園、保育所における同和教育を初めとする人権教育の充実、深化を図ることを目的として、教職員、保育士を会員とする自主的な研究組織であり、総会、運営委員会等適正な機関運営によって活動課題や活動方針が決定され、各校・園・所の実践発表としての研究集会の開催、人権・部落問題学習専門部会を初めとする実践交流や研究の場である各専門部活動、関係同和教育研究組織への参加、交流等、多様な研究、実践が自主的に進められております。

そうした活動目的、内容にかんがみ、並びに本市同和教育基本方針に基づき、一定の事業措置をいたしておるものであります。冒頭申し上げましたように、所定の組織運営によって研究協議会の意思決定がなされておる自主的な団体でもありますので、組織の改廃につきましては、教育委員会の責任や判断はあるものの、第一義的には当該団

体によるものと認識いたしております。

次に、保育所、幼稚園一元化問題の進捗状況について御答弁申し上げます。

御承知のとおり鳴滝幼稚園につきましては、地域の御要望を踏まえるとともに、就学前教育を系統的に進め、園児の全面発達を保障するため、昭和49年より保育所と幼稚園の一元化、つまり長時間保育を実施しております。そのための人的措置として同和加配による複数担任制をしき、取り組みを行っているところでございます。

また、長時間保育、保幼一元化に伴い、給食並びに地区内保育所における延長保育に伴い、昭和62年より就労支援、子育て支援ということからの時間外保育を実施しております。

今後、新学期用品支給等については、自来支給品目の縮減を行ってきており、平成13年度をめぐりとして廃止する所存であります。

また、長時間保育、保幼一元化等に係る施策等の一般対策への円滑な移行に関しましては、地区内の保育所、幼稚園の根本的なあり方とも関連いたしますので、現在、関係部課並びに庁内見直し検討委員会において鋭意検討を重ねておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、同和教育副読本「にんげん」について御答弁申し上げます。

同和教育、人権教育の目指すものは、学校のあらゆる教育活動を通して、児童・生徒がその発達段階に応じて人権及び人権問題に関する正しい理解、認識を深め、主体的な思考力、判断力を養い、豊かな人間関係や人権感覚をもって民主的な人間を育成することであり、

副読本「にんげん」は、同和問題、障害者問題、在日外国人問題、女性問題、平和問題等、幅広く人権に係る諸課題をテーマとして、各種教材が各学年の発達段階を踏まえ系統的に編成されており、同和教育、人権教育を推進する上で有効、適切な教材であると認識いたしております。大阪府教育委員会からも副読本「にんげん」の有効な活用が示されており、本市教育委員会としても同様な認識に基づき、教科、領域の特性を踏まえるとともに年間計画に位置づけ、積極的な活用を指導いた

しておるところでございます。

次に、学校現場における問題行動の状況について申し上げます。

本市中学校の問題行動の現状は、対教師暴力や生徒間暴力等いわゆる校内暴力、また授業エスケープや妨害が見られ、まことに憂慮すべき状況にあります。教育委員会といたしましては、早急に解決しなければならない教育課題として認識いたしております。

また、本市の不登校児童・生徒数は依然として高い水準を示しており、平成11年度においては、小学校15人、中学校88人となっています。10年度の中学生の不登校児童数が33人で、11年にかけて倍増の状況が見られますが、この点につきましては、一定府の不登校の取り扱いの統計上の処理が変更のため、実質的な長期欠席者の状況は、横ばい状況でございます。

こうした問題行動、不登校問題につきまして教育委員会におきましては、1点目、臨床心理士の資格のあるスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、いじめ、不登校だけでなく問題行動についても生徒や教師、保護者の方々の相談に応じ、助言や支援を行っております。

2点目に、問題行動を持つ生徒へのアプローチの方法を中心とした心理カウンセリング法の研修を実施し、教職員の資質向上を図っております。

3点目に、教職員の情報交換、子供同士の交流の場をふやす等段差の解消を図るため、小学校と中学校の連携をより一層推進することで、問題行動への指導に努めております。学校では、さまざまな体験活動を初め、特色ある教育活動を展開するとともに、わかる授業を工夫改善し、子供たちにとって楽しい学校が実現できるよう助言、支援を行っておりますし、そのことがいわゆる問題行動をなくしていく、あるいは不登校をなくしていく大きな内容ではないかと考えております。

また、不登校問題につきましては、小学校に対しスーパーバイザーが月に二、三回各小学校を巡回し、不登校問題に早期対応できるよう努めております。

2点目に、心理的または情緒的な原因によって不登校になり、長期にわたって欠席している児童

・生徒に対して、学習や集団活動など体験的な活動を通じ適応指導を行う適応指導教室の充実を図っております。

さらに、不登校に悩む保護者のため、悩みを相談したり語り合ったりする場を積極的に提供していけるよう努めております。教職員に対して生徒指導上の諸問題やカウンセリングに関する専門的、実践的な研修も実施し、資質の向上を図っております。

現在の学校のさまざまな問題は、学校だけの取り組みでは解決が困難であると思われまので、今後とも積極的に家庭や地域の協力を要請していくとともに、地域に開かれた学校となるよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育行政のうち、プールの一般開放と図書行政についてお答え申し上げます。

まず、プールの一般開放のことについてでございますが、学校・市民プールの一般開放につきましては、夏休みの期間中、子供たちを初め市民の皆さんの健康の増進に寄与するとともに、体力の向上を図る目的で例年実施を行ってきたところでございます。

本年につきましては、市の予算環境の厳しい状況下で、プールの管理人、監視員等の人件費の予算が昨年と同様となっております。限られた財源の中で事業を効率的に運営すべく種々検討の結果、7月20日から8月10日まで22日間の一般開放を実施してまいりたいと考えております。御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、図書行政のことについてでございますが、図書館もオープン以来16年を経過いたしまして、蔵書冊数30万冊を目標として購入してまいりました。平成11年度末には約28万7,000冊となっており、さらに目標達成に努力いたしておるところでございます。

前回の定例会議におきましても御質問いただきましたが、現在のこの不況の中、図書購入費も減少しておりますが、そんな中で購入しがたいリクエストされた図書につきましては、大阪府立図書

館とパソコン通信によりまして借り受け依頼をしており、現在大阪府の協力車が週1回巡回されるのを利用いたしまして、より早く利用者に提供できるように工夫いたしておるところでございます。

以上、よろしく御理解をお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、第二阪和国道の植栽帯のモデル的な改良についての御質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員も前回の定例会のお話もございましたが、泉南市といたしましては、環境影響の調査については現在のところ考えていないという考えを持っております。

また、議会報の方で市の考えを明快にする気はないという御報道もいただいておりますけれども、現在までのところ市民からのいろんな問い合わせと、そういうものは全くなさないので、お知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

植栽帯の事業につきましては、建設省の方にこの3月に要望をいたしまして、検討委員会の結果に基づいて、モデル的に一部分から事業着手をするという考えを持っておられるという話を聞いておるところでございますので、今後建設省の事業についてはどのような方法でやるのかという分については十分に把握をいたしまして、市民にも御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、砂川樫井線の件でございますけれども、長年事業をやっておられるわけでございますけれども、この事業については、補助金のつき具合にもよるわけでございますけれども、あと3年ないし4年、費用といたしましては今年度も含めまして13億2,000万円の事業費で完了できるのではないかなというふうに思っております。

また、一丘団地の暫定供用いたしております600メートルの区間、また改良を加えておりますそれに接続する140メートルの区間については、今後も十分に維持管理、また安全面にも配慮していきたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それでは質問したい。

まず、学校プールの一般開放についてお伺いしたいと思います。

学校プールについては、1997年から8月31日までやっておったのが8月25日、それを2年間やって、それから去年からは8月10日から閉鎖するという、こういう経過があり、教育委員会から出された資料によりますと、8月31日まで開放されておった1995年と8月10日以後閉鎖された1999年を比較しますと、学校プールで子供の場合、95年の2万1,893人に対して1999年には1万2,523人、実にマイナス9,370人、約60%の減であります。大人と両方入れますと1万320名、95年の2万3,000人に対して99年が1万3,000人でありましてから1万320人、実に半減しております。市営プールはどうかというと、これも95年と99年を比べますと約35%の大激減であります。

私は、非行の問題とか、子供たちが非常に健やかに成長する条件において、夏休みに子供たちがプールを非常に楽しみにしておるということで、地域の人たちからいろんな相談を受けました。特に、8月10日以後の閉鎖で、子供たちにどんな身体的な条件とか生活上の影響を受けとるかということについていろいろ相談を受けました。

特に、1つは、父兄にとって8月10日以後、子供たちが家にごろごろして行くところがないと、こういうものと、もう1つは行くところがないんじゃないかと、今度はスーパーなどへ行って、極端な話だと、スーパーの遊び場にお金を持って行って恐喝されとか、プールがないということで、子供たちの10日以後の健やかなそういう夏休み生活が非常に脅かされておるという、こういう不安が出されております。

まず、教育委員会について、この学校プールの開放及び市民プールが夏休み期間中どのような効果を発揮しておったのか、私は今数字であらわしたんですけど、やはり31日まで開放しておったときと8月10日の閉鎖と比べたら、子供では実に60%の減、大きいですよ。10人のうち6人は行かれんようになったということですので、10日以後プールには、こういう数字的にも明らかになっていると。

まず、教育委員会はこのことについて、8月10日以後プールに行けなかった子供たちはどうしとるんですか。非常に重大な問題ですよ。今、不登校とかいろんな問題が起きとる中で、どこへ行くんですか。健全でプールは安いわね。プールへ行って何時間も遊べるし。その点について、子供たちの夏休みの放課後の安全対策、健全な生活についてどのような責任を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 再度の質問の中で、人数的に平成7年あるいは平成11年の比較の中で減少ということになっておりますけれども、このあたりは確かに人数は減っております。従来、8月25日までオープンいたしておりました。しかしながら、状態を考えますと、中間におきまして盆の休みをとっております、それから以降の開催があった場合、そのあたりは入場者も非常に減少しているというような実態もございます。

ただ、確かにプール自身、子供さんにとっては非常に楽しみなことだとは思いますが、教育委員会といたしましても、現平成12年度の当初予算でいただいた金を十分活用して、いかに利用していただくかということでも検討してまいりました結果、盆までのあたりをずっと通してオープンして、これが一番ベターだということで結論を出して、昨年、11年度から8月10日までの期間ということでの実施をさしていただいたということですので、このあたり十分御理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、学校プールについて子供たちの夏休みの健全な育成においても非常に利用がいいと。もう一つは、これは利用したい人がいるんですわ。わかってますか。もう利用する人がなかったから学校プールは閉鎖するんじゃないんだ、これは。31日までプールを開放したときは、2万1,000人の人が利用しとったんです。97年と98年、これは8月25日です。このときは1万6,000人ということで5,000人激減しました。辛うじて8月10日以後閉鎖したのに比べて4,000人はまだ助かるとるんですけ

ど、その後小刻みに2年間8月25日について、今度99年に8月10日以後閉鎖したんでしょう。結局、9,000人の人は切り捨てられたんですよ。わかってますか。利用する人がおるにもかかわらず切ったんですわ、これ。

教育委員会の中学校の問題行動ということで——小学校もありますけどね。学校プールの閉鎖の時期、行政改革の時期と並んでどの程度中学校の問題行動、小学校の問題行動があるかといいますと、これは教育委員会の報告ですよ。平成8年度は63件、何と平成11年は166件、5倍。この3年間で中学生のいろんな問題行動は5倍になるとるんです。

私は、ぼろ校舎とか教育のいろんな問題があるんですけど、まずこのプールの問題については、現実に9,000人の人が利用しておったと、こういう子供たちに対して、私はお金の問題ではないと思うんです。プールというのは、子供たちの健全な成長に物すごく僕はいいと思うんです、あの暑いとき。

その点について、建前では健全な子供たち云々と言うけど、実際子供たちをほうり出しとるんでしょう、これ、健全な場所から。おかしいんじゃないですか。ちょっと教育長、先ほど吉野さんは、健全——ここに書いとる。非行の問題は、スクールカウンセラーとか早急に、いろんなことを言われました。しかし、現実的に夏休み、子供たちが健全な場所で、安い、そういう場所からほうり出しといて、何がそんな非行を直すとかいうことができますか。教育長、どうですか。このプール問題については、現実に子供たちは利用したい、こういう感想なんですわ。これはどうですか。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御意見の中で、子供をほうり出したというふうに私ども思っておりませんが、例えば平成8年におきましては0-157で閉鎖いたしました。先ほど申されました平成7年の2万1,000というのは、確かに大きい数字ではございます。

それから、平成9年あるいは平成10年におきましても、8月25日まで開催しておる中で1万6,000あるいは1万5,000ということで、平

成11年度におきましては1万2,000ということで、約3,000人ほどの差がございますが、このあたりのために子供をほうり出して、それが原因でどうこうなったというふうには考えておりませんので、今現状の予算でもって最大限努力させていただいてオープンにこぎつけてるということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 学校プールが健全な場所であるということは間違いないですね。安い料金で子供たちが長く遊べて、非常にいいです。疲れるし、一生懸命ね。母親とか、やっぱり保護者にとって安心する場所なんですわ。そういう場所から子供たち九千何名を4年前にほうり出されたんですわ。そんなもんほうり出されたんや、お金がないからということ。

市長にお伺いしますけど、私は、これはお金の問題とはっきり言いましたので、お金の表現はきちりと明確に言わなあかんです。これは文学的表現です。

では市長にお伺いしますけど、私は、これは堂々と行財政改革の中で、平成9年度見直しの中で学校プールのあり方について、一般開放を継続し安全な管理・運営に努めたということで、9年度からこういうことを実施するということで、必ずしも教育委員会が自主的にこのことを打ち切ったということは、教育委員会はそれを受けたのかどうか知りませんが、市の方針の中で、校舎の整備とかこういうのは何億かかるし、いろんな問題、これはしなきゃならないんですけど、現実的に夏休みに子供たちが利用して9,000人以上から奪い取ったという問題について、こういうことを行財政の中に入れること自体、私は大きな問題であるんですけど、学校施設整備事業のうち維持補修の年次計画云々と、それから学校施設整備事業云々と、そして学校プールのあり方について云々、これ3つ同時に挙げて、ソフトといわゆるハードの面も一緒にして、こういう削減の対象にしようということになっとるんですけど、私は市長にお伺いしますけど、95年には2万1,000人あった人が1999年には1万2,000人、大人も入

れると合計で2万3,000人が1万3,000人で、子供では10人のうち6割がプールに行けなくなった。

大人では、合計では市民の半分以上が利用できなかったと。市民プールではもう3分の1は利用できなかったという、8月10日以後のこのプールの削減というのは、これはどう見てもそういう行財政のそういう対象としてするべきものでは、私は、今日の小・中学生の抱える教育問題については、健全に成長する面でも、学校プールについてはそのまま引き続き実施すべきであると思います。

ちなみに、金額は、学校プールについては1,900万、削減したのは、それから、市民プールについては200万。2,100万円を削減してこれだけ利用ができなくなったんですけど、その点について子供たちの健全な成長の面から見て、保護者の方も8月10日以後も利用してほしいと、そういう強い希望があるんですけど、それを市長はどうお考えですか。市長にお伺いします。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行財政改革につきましては、平成9年度から3年間聖域なしということで取り組んでまいりました。ですから、プールについてもできるだけ効率的な運営をしていただくということを申し上げてきました。

従来から開放いたしておりますのは、基本は学校プールでございます。学校のプールということでございます。夏休みについて行政側の方でそれを一般に開放しておるということでございます。従来からお盆は休んでおりましたので、お盆後一週間開くか開かないかということに現実的にはなるかというふうに思いますが、これについては一定の予算配分の中でどういう運営をされるのかと。今みたいに無休でザッといくのか、あるいは週に1回程度休むのか、あるいはもっといろんな知恵を出すのかということについては教育委員会でお考えをいただきたいということで、我々の方は改革の中でもそういう方針でやっておるわけでございます。

ですから、今のようなダダダッとかうってしまふのがいいのか、もう少し何らかの形で少して

も後ろへ回せるのがいいのかというのは確かにあるかとは思いますが、やはり一定の予算的な制限もあるということは、御理解をいただきたいと存じます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 聖域がないというけど、同和教育は聖域であるからね。聖域でつけられてませんので、聖域というのは、市長、聖域は現在でもあります。

それから、先ほど市長、従来お盆の期間はちょっと休んだらいいですわ。だから、私が言うのは、やはり夏休みの8月31日までは、例えば午前中にしろ午後にしる、一定子供たちに対してそういう場所を与えるべきやと。いきなりズバツともう8月10日以後何にも子供たちはプールに行けないと。

例えば西信達の場合の父兄の話の話を聞いたら、羽倉まで行かなきゃならないと。これは、それだったら十何年前に戻ったということになりますわな。そういうことになるんです。羽倉に行くとるんですわ、事実。

そういう点で、8月10日以後のプールを一律的に閉鎖するんじゃなくて、31日までできる限り子供たちにプールを利用させるために、私は、市長はいつも教育委員会が自主的に決めるべきやと言うけど、やっぱり行財政のキーを握っとるのは市長ですから、やはり市長が8月31日までできる限りやるべきやと言えば、教育委員会がそれを見てやる、自主的にやるだろうと思います。その点を再度お伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、その実際の運営については、今言うたように、例えば土・日は利用者が逆に非常に少ないんですね、統計的に見ますと。ですから、そういうところをどうするのかとか、あるいは午前、午後やってるとこもありますが、それをうまくして日にちで延ばすのか時間で延ばすのか、そのあたりはやはり運営主体で考えていただくと、こういう形で行っております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） しかし、市長ね、それでも8月10日ということで1,900万の予算を組

んでますから、多分8月10日以後延ばした場合、1,900万では僕はできないと思うんです、これ。

市営プールは200万ですから、これは200万減額、これは増額しない限り市長の言うようなお盆を休んでいろいろやりくりして延ばしたとしても、やっぱり恐らくは1,900万でできるかどうか、それはどうですか、教育委員会。市長の言うように、やりくりしてやったらええと。しかし、やりくりして1,900万でいけますか、8月31日まで。その点現場はどうですか、教育委員会。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 金額的なお尋ねでございましたけれども、従来8月25日までオープンということで、それまでから平成11年度までの事業費としましては800万円の減という状態でありますので、ただいまおっしゃられた内容としましては、仮に31日までといたしましても一応可能だというふうには考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） よし、そしたら1,900万でも31日まできちっとやると、そういうことですな。ちょっともう一遍、議長。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 答弁の内容にちょっと都合の悪い面がありましたので、訂正申し上げます。

従来から8月25日までオープンということでやっております、ただいま8月31日というお話がございましたが、仮のお話をさしていただいたということでございますので、8月25日は従来までの実施状態だということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市長は、お盆の休みとかいろいろなことがあるけど、31日までやりくりして、教育委員会がやりくりしてやるという答弁ですわ。25日は限定してませんよ、これ。

〔発言する者あり〕

議長（嶋本五男君） 静粛に願います。金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 現行予算ということで最大限の工夫をし、執行するというところで、

十分練り上げた格好で考えさしていただいておりますので、8月10日までということで、これ以上は無理ということで認識しております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） それは、市長はやりくりして、予算の範囲内で現行の、全然答弁違いますわ。市長にもう一遍お伺いします。今の予算ではいけないということやな。実際はもうその1,900万で10日までしかできないと、25日でもいけないと、お盆休んでも。そういうことですか。市長はやりくりすると言ったんです。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） プールのオープンにつきましては、既に準備を相当前からやっております、アルバイト管理人、それからプールの監視員ということで、人的な対応もさしていただいております、もう既に「広報せんなん」7月号にも掲載させていただいてる状態でありまして、それが一応8月10日までというあたりの人員確保でありますので、仮に盆過ぎて以降やるとしても、その人的なものが確実に保障ができるかどうかというのは疑問でございまして、そういう意味でも不可能だというふうには考えております。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市長にお伺いします。お盆でもやりくりしてもいけないと、そういうことは不可能だという答弁が出たんですけど、私はそうは思いませんわね、それ。募集したら来ますからね。どうですか、市長。

市長は、お盆を休んで31日まで教育委員会がやりくりしてやったらいいんと違うかという市長の意見が出たんですけど、現場の意見はそれは無理だという答弁が出て、それはどうですか、市長。お金がなくてできないかな。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もうことしは既にスケジュールを全部組んで、間もなく届きます7月の広報にプールの開放時間、日にち等全部スケジュールを定めておりますから、ことしは無理だというふうに思いますね。

ですから、私が言ってるのは、一定の予算の中でどういう運営をするのかということについては

教育委員会の方でお考えをいただきたいと、こういうことを申し上げているわけで、ですからずっとダダダッとこういってしまうという方法もあるし、いろんな形も考えられると思いますが、ことしはそういう選択をしたということでございますから、昨年どおり開放するというので、市民への周知ももう既に間もなく手元に届くと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） もう一遍市長にお伺いしますけど、結局10日まででできないと。最大の原因はお金ですか。はっきり聞きますわ。9,370人の子供たちができないというもう……。お金ですか。10日までで、その10日以後31日までやる、95年どおりにやろうとしたら4,600万かかる。今2,700万、1,900万減額してますわね。お金ですか、結局10日までしかできないというのは。全体で1万320人の人が打ち切られるんです。

市営プールを入れると1,400人ですから、全体で95年に比べてプールを利用できなくなる人は、1万1,764人の方が結局8月10日以後4年前に比べたら利用できなくなると。それはお金ですな。行政改革か、そういう結果こうなったんですな。どうですか。10日までしかできないというのはお金1,990万、両方合わせて2,100万ですか、ちょっと教えてください。

議長（嶋本五男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 市教委といたしましては、予算をいただいて年度当初から準備を考えておりまして、十分なるそういう準備のもと、子供たちあるいは市民の安全を最大に守るという格好でやらしていただく中で、現在の開催方法ということになっておりますので、これは総合的に8月10日までということで結論を見出したものでございます。

議長（嶋本五男君） 成田君。

14番（成田政彦君） 先ほど前の議員さんが、中学校では先生の理由でプールの指導もしてないと。まことに貧弱ないわゆる夏休みに対して子供たちの対策です。私は非常に悲しいですわ、これ。9,000人、1万人以上の方が、子供たちが夏休

みにプールを利用できないという、この子たちはどこへ行くんだと。私はそのことを教育委員会に厳しく言うて、市長は聖域と言うけど、同和教育は聖域でありますから、そんなことはやるべきですよ。

次に、同和教育についてお伺いします。

私は、市同研の大会に部落解放同盟の役員が教育長と並んで出席したというのを聞いておるんですけど、これは事実ですか。部落解放同盟の三役が、さっきの答弁では、市同研というのはどんな組織かという、一定の事業を措置しとると。市同研で研究したことは、すべての小・中学校で一定やらしとると、この市同研で学んだことを。市同研はそういう組織です。

その大会に教育長と部落解放同盟の三役と一緒に並んだと、これはどういう資格で来たんですか。私は、どういう資格で来て、そのことについて、教育委員会ももちろんそこに出席してますので、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 初めに、市同研と現場の実践の関係について、あるいは……（成田政彦君「部落解放同盟の幹部が出席したかどうか、それを言いなさい」と呼ぶ）質問がございましたんで答えさせていただきます。やらしているというような御発言があったと思うんですが、その点につきましては、決してそういう関係ではございません。あくまでも市同研というのは自主的な研究組織ですから、それぞれ先生方の総意のもとに活動の内容、方針を確認し、現場では現場の立場で実践をされてるわけですから、やらせるという関係では決してございません。

次に、当該研究協議会の総会における民間運動団体関係者の来賓招待の件でございますが、あくまで来賓としての招待であり、当然のこととして研究協議会の研究運営に係る自主的、自立的な意思決定に何ら影響を与えるものでもなく、来賓等の取り扱いにつきましては、当該研究団体の機関会議において提案、承認されたものと理解いたしております。

以上でございます。

14番（成田政彦君） 議長、何分までですか。

議長（嶋本五男君） 成田君。19分までです。
14番（成田政彦君） 私は、その市同研に部落解放同盟の幹部が出席したと、教育長と一緒に。市同研というのは、教育委員会は自主的と言いましたけど、これは公の教育を研究する場でありませぬ。一定公の研究したものは、すべての小・中学校に反映させるという中身になっています。

それで、自主的かどうかということについてひとつお伺いしたいんですけど、市同研の協議会の会則によりますと、これは学校加盟ですな。だから、学校加盟ということは、自動的に全部の校舎所の小・中・幼の教師は自動的にこれは加入するんですか。いわゆる教師は拒否すると、そういうことはできるんですか。自主的ですからね。まず、それが自主的かどうかをお伺いしたいです。

それから、市同研は毎年秋の大会に向けて各中学校、各幼稚園、小学校にレポートを提出さしているらしいです。これは各小・中学校でレポートは、そら自主的ですからね、別に出す必要はないと。自主的な組織だから、市同研が要求しても、各校園は自主的に、こんなもんレポートは別に出す必要はないと。

もし、各校園所がレポートを出す必要はないと、そういうときは別に拒否してもいいんですな、自主的だから、秋季のレポートを。あんた自主的、自立的組織だからね、各職員が判断する問題ですわ。まず、その点をお伺いしたいと思います。

それから、市同研の中身については、ここに書かれとるんですけど、「わだち」という雑誌を出しとるんですけどね。差別があるのは差別される側に問題があるのではなく、差別する側に問題があるにもかかわらず、部落責任論の考えが多いのは残念なことだという、基本的にはこれが方針ですわ、「わだち」の。

部落解放同盟の幹部諸氏が座っとるんだから、市同研がどんなことをしとるのかと。これは方針にちゃんと書いてある。部落排外主義、すべての市民は差別意識を持つとるんやと、こういうもとで部落責任論はないんやと、部落には、こういうもとでこれが……。市同研はこれですわ。しかし、残念ながら市同研については泉南市教育委員会中でどう位置づけられてるんか、各校園所では、こ

こにはこう書いてるんですわ。

例えば一丘中学校では、1990年度同和人権教育推進体制、人権教育推進委員会の中で市同研、これは仕事の1つとして位置づけられとるんですわ。強制ではありませんよ。あんた、自主的でないですよ、これ。市同研運営委員、推進委員、部落史検討委員、これは業務、仕事の1つとして市同研というのは各学校で位置づけられとるんです。だから、自主的でも何でもありませんわ、この組織は。この運営委員とか推進委員というのはやりませんと、私は。私は入りませんと。できますか。

それから、この市同研にはすべての小・中学校の教師が——これ、すごいですよ。泉南市同研専門委員、いわゆる専門部員ですな。これはすべての教師が全部入っとるんです。これは自主的ですか。まさに、いいですか、市同研というこういう形を使って、すべての校園所で同和教育をやると、こういうのが体制じゃないですか。

あなた自主的と言うけど、あなたたちが出してる雑誌すべて、教育委員会、それから一緒に名前出してる雑誌もあるますわな、これ。泉南市教育委員会と泉南市同和研究協議会の「同和教育の実践」、これは毎年出してますわな。何をもちて自主的と言うのか、もう一度考えをお伺いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 吉野教育指導部長。

〔成田政彦君「僕は部落解放、差別をしない立場から質問しとるんやで。解消の立場から質問しとるんやからね」と呼ぶ〕

教育指導部長（吉野木男君） たくさん質問が出ておりますので、総括的な答えをさしていただきたいというふうに思います。

まず、研究会の会員の取り扱いについては、それはそれぞれの会によってさまざまな形式がございます。いわゆる一人一人の会員をもってというような研究会もあれば、あるいはいわゆる学校・園・所単位でもって加盟すると、こういう組織もございます。いずれの加盟方式をとるか否かというのは、1つはこの泉南市同和教育研究協議会そのものがお決めいただいたことであるし、いわゆる各校・園・所の理解、認識のもとにこういう会のあり方を決められたわけでございます。

それから、レポート云々ということがございましたけども、これも別にこの同和教育研究協議会だけに限らず、1つの全市的な研究会の研究実践のレポートの提出方、集約方につきましてその会としての約束事として、例えば3年置きのリレーでいきましょうとか、それはその会の中で任意に決めていただいたわけだと理解しております。

それから、全市的な研究組織でございますから、当然研究、運営にかかわって、全校・園・所の御意見をあまねく集約あるいは具体化していくためには、それぞれの校園にその窓口になる方がいらっしゃるの、またこれも当然で、それが市同研の運営委員会であるとか推進委員であるとか、そういう役割を持たしておるわけで、それは研究協議会の会則にも位置づけをきちっとして、各校園に会の企画運営に当たる運営委員会あるいは学習を進める推進委員を置くと、こういうふうに会則として位置づけをした上で各学校に位置づけられるということでございますので、これは別に市同研に限った運営方法でもございません。

それから、自主的であるかないかということでございますが、いわゆる法令や条例等に規定された団体あるいはそれに近い団体、それ以外の補助金団体ということではございます、いわゆる任意団体という理解をいたしております。ただし、その研究活動の目的、内容の必要性あるいは成果等の認識の中で、私どもはいわゆる助成措置をいたしておるものでございますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 成田君。あと2分でございますので。

14番（成田政彦君） それやったらますます問題でせ。部落解放同盟の役員が市同研の大会に出席しとったと。そうすると、各学校では市同研が位置づけられておりますわな、ここに。公的学校の中で市同研というのは位置づけられて、校内の職務の1つになつとると。そうすると、市同研というのは自主的という名ばかりか、公の幼・小・中・所の中で、同和教育の柱としてやられておるということは、これは市同研があなたの裏返しですわ。教育委員会は市同研をはっきりと位置づ

けてます。

そうすると、部落解放同盟というのは特定の団体でしょう。それもどういう方針をもって——これ運動団体ですよ。それも差別意識を持つ差別者という、こういう方針でやっとなるんですよ。私どもは意見がいろいろあるんです、部落問題については。私は、差別をなくす立場からこれ質問してるんですよ。なぜ、部落解放同盟がこういう公教育の場で、しかも学校の校内に市同研がきちっと位置づけられとるのに団体が出席するんですか、それも教育長の横に。あなた方も言わんのですか、それを。何が自主的ですか。

そうですか、そしたら市同研の各会長、校・園・所の校長でしょう、持ち回りの、役員もすべて。そういう人たちは積極的に部落解放同盟を来賓として招待すると、この団体は。私はノーですな。自分の子供が一丘中学校や一丘小学校へ行って、そういう名のもとで同和教育が行われてるのははっきり拒否します。部落解放同盟が隣に座る市同研、こんなものは認められますか。私は、思想信条の自由から見てもこんなん認められせんわ。こんなことが公然と続いとるということは、これ市同研は何年続いていますか。

議長（嶋本五男君） 時間が来ましたので簡単にしてください。

14番（成田政彦君） ちょっと最後に、市同研は何年続いていますか、最後に教えてくださいよ。部落解放同盟のあいさつは何年続いていますか、これ、市同研で。

議長（嶋本五男君） 以上で成田議員の質問を結びたいします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時54分 再開

副議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

13番（和気 豊君） 日本共産党の和気 豊です。第2回定例市議会において質問をしております。

さて、さきの衆議院選挙で我が党は、大型公共

事業に毎年使われる50兆円を半減し、当面食料品への消費税非課税を実現し、段階的に廃止に道を開いていくこと、そして医療、年金、介護など社会保障を予算の主役に据え10兆円を、さらに学校の建てかえ、特別養護老人ホーム、生活道路など地元が差し迫って必要とする身近な公共事業を優先し、そのことによって地域に仕事と雇用をつくり出し、景気の回復、財政を再建していく提案を示し奮闘してまいりました。

1980年には予算に占める社会保障費は29.2%、ところが97年には19%と3分の1強も減らされています。医療では、20年前には被保険者本人は無料、老人医療ももちろん無料でした。ところが、今はどうでしょうか。被保険者御本人は2割負担、お年寄り入院でもされれば1カ月5万8,800円もの負担です。年金も20年前は60歳になれば無条件に支給されましたが、今は39歳より若い人は65歳にならなければ支給されない。生涯受け取る年金も1,000万円以上も優に支給減になる。

介護保険も国が2,500億円の国庫負担金を削って制度を立ち上げさせたために、利用料負担のため受けるべき介護サービスを減らさざるを得ない高齢者がふえています。国の社会保障切り捨てに対し、地方自治法第2条の立場に立って、首長がどのような姿勢を示すのかが今厳しく求められているのではないのでしょうか。このことを前提にして、大綱4点の質問に入っております。

大綱第1は、介護保険制度の改善についてであります。

木を見て森を見ないという格言がありますが、森首相は就任後の初の予算委員会で、我が党の志位書記局長の質問にそのごく一部をとらえて、介護保険制度は順調にスタートしていると答弁しました。しかし、実態は決してそうではありません。厚生省の発表でも、全介護受給者のうち15%の高齢者の皆さんが、高い負担のためみずからサービスを切り縮めて耐えておられると言われております。泉南市ではどうなっているのか。利用者の立場に立った実態把握が今求められているのではないのでしょうか。サービスの供給量が減れば市の介護報酬の持ち出しが減り、サービスにかかる費用

にも違いが出てくるはずであります。当初予算との違いを明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、私は過去何回かの質疑の中で、泉南市のサービス供給量が他市に比較して異常に高いことを阪南市との比較で示して、予測している費用総額を下向きに修正すべきではないかとただしてまいりました。4月、5月と実際のサービス量が出ていると思ひますので、予測と実数との関係でどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、私は、市が府に同調して99年度から老人医療助成制度を打ち切ったことにより、12年度末で約9,000万円程度お金が浮くこと、市長がこの浮いたお金は、府の介護を中心にした31項目の補助事業に回すと10年度9月議会で答弁されましたが、実際は街かどデイハウス支援事業などに2,600万円しか使われておりません。

下向き修正で引き出せる差額と老人医療助成制度の打ち切りで浮いたお金で利用料の公費負担が可能だと思ひますが、実数値が出てきていると思ひますので、予測の範囲での論議の必要がなくなつてまいりました。利用料の軽減に係る財源問題について御答弁をいただきたいと思ひます。

老人福祉法第1条の目的には、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。」と、こううたっています。本当に老人福祉の原点を施策に生かしていく姿勢があるのかどうか。むだの多い大型の公共事業の見直しによる福祉財源の確保はもちろんのこと、実態調査に基づく正確な数字のひねり出しによつても財源が出てまいります。

多年にわたり社会の発展に貢献してこられ、敬愛されなければならない高齢者が、今高負担の利用料でみずからサービスを切り縮めて苦しんでおられます。このまま放置することは、高齢者の皆さんに余りにも不親切な仕打ちではないでしょうか。利用料の市負担についてお示しを願ひます。

大綱第2は、老人医療一部負担助成制度の廃止についてであります。

市は府の制度改悪に同調して、この8月1日より廃止を行おうとしていますが、1998年度の

老人医療助成制度改悪で8割の人を制度から追い出し、今回は非課税世帯の高齢者約1万1,000人余を対象にして、ほとんど制度そのものを全廃してしまう、まさに弱者から診療の機会を奪ってしまう制度改悪になります。こんな無慈悲な施策打ち切りはありません。

その一方で、市には12年度が終われば、さきにも挙げましたように制度改悪で約9,000万円軽減されてまいります。存続にかかる費用はわずか3,400万円です。制度からはじき出された非課税世帯の高齢者の皆さんに還元できないものか。また、他市に比べ市民病院への繰り出しが一切なく、その分市の医療費の負担額が他市に比べ断トツに少ない当市の財政事情を踏まえ、せめて制度の継続など弱者に優しい施策が市独自で実施できないのかどうか、お伺いをいたします。

大綱第3は、老朽公営住宅の建てかえについてであります。

市営宮本住宅は、2号棟が築後34年、3号棟が32年、耐用年数をはるかに経過し、その上、阪神大震災の後遺症としか考えられない瑕疵が至るところに顔を出しています。震災直後ほとんどの部屋でベランダ側のサッシのたてつけが急に悪くなつたり、入り口の鉄製のドアの開閉が悪くなつたりしています。市も連絡を受け応急対応していますが、それでは一向よくならなかつたことは、先刻おわかりのことと思ひます。そのほか、老朽化からくる鉄製の手すりや防護さくの欠損部分など危険箇所も指摘されています。

住民の皆さんは、増改築の話が耐震構造調査の必要性から短くても3年先延ばしにされたこと、悪くするとそれ以上になるか、場合によっては建てかえという選択肢もあるということで、5年6カ月不便を我慢してきたけれど、もうこれ以上待てないと長期不在、入院、出張などを除く100%近い皆さんが署名を市に提出されて改善を要求されています。新公営住宅法により家賃も引き上げられ、5年後には激変緩和措置も切れ、一般地域並みの家賃になります。管理者として、市の責任ある対応についてお伺いをいたします。

大綱第4点は、生活道路の安全対策です。

市道市場長慶寺砂川線と市道市場中の池線の改

修についてであります。3月議会でも取り上げましたので、その必要性は先刻御理解いただいていると承知しています。全面改修はもちろん、差し当たり緊急に電柱の移設、溝ぶたの設置、曲がり角の隅切りなど、少しの工夫で随分交通混雑の解消など安全対策が図られるのではないのでしょうか。検討結果とそれに基づく対応策についてお示しをお願いします。

質問は以上です。よろしくお願いを申し上げます。

副議長（角谷英男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 2番目の老人医療一部負担助成制度の問題についてお答えを申し上げます。

65歳以上の高齢者の方々の方々の医療につきましては、住民税非課税世帯の方——ひとり暮らし世帯で年金収入約266万円以下の方、重度障害者、母子家庭医療費助成制度等の対象となる方々に、病院や診療所での負担がかからないよう医療費の助成がなされてまいりました。

しかし、本格的な少子・高齢社会の到来や大阪府の財政状況を踏まえ、大阪府は福祉施策全般にわたる再構築の中で一部負担金助成制度の見直しを行い、市民税非課税の方には、平成12年8月1日からこの医療費の一部負担金の御負担をお願いするということの改正をされました。

この理由といたしまして、増加し続ける老人医療費の負担を全体で適切に分かち合う意味からも、高齢者の方にも医療費の一部負担を願うこと、高齢者世帯との世代間負担の公平性を図ること、さらに他府県の状況等が示されております。

もともとこの制度自体は、大阪府の主導で大阪府の制度として発足したものでございまして、それに対して市町村が一緒にやるという形でスタートしたものでございまして、全国的にも比較的充実した制度であったわけですが、近年の非常に厳しい大阪府の財政事情の中から、いろんなこの制度の見直しが惹起されてまいりました。昨年もそうだったんですが、今回もこの制度につきまして、一部負担金の負担をいただくという形の改正が大阪府におきましてこの8月からなされるということになったわけでございます。

この制度が補助率10分の8という大阪府の補助金で運営をされていること、さらに府下の状況を見ても、今回大阪府に準ずる市町村が大勢であること、また市といたしましても、行財政運営の中におきまして府がこういう改正をした場合には、その存続というのは非常に難しいという観点から、本市といたしましても、本年8月から老人医療費の一部負担金助成の見直しを実施することといたすものでございますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

副議長（角谷英男君） 谷健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問の介護保険制度の改善について御答弁申し上げます。

まず、この介護保険制度については、この4月から2カ月余りたったわけでございます。この間、実際に現実の認定者数でありますとか、その辺のところ辺で比較しまして、そして実際の例えば当初予算の比較でありますとか、あるいはサービスの供給量、この辺について御答弁申し上げたいと思っております。

まず、当初予算との比較はどうかという御質問であったと思っております。この当初予算との比較でございます。これは実際5月時点の例えば認定者数でありますとか、あるいは利用者数、そういったところから一応はじき出したところでございますが、これにつきましては、5月時点での認定されている方々の数を平成12年度サービスの必要者という形で置きかえまして、介護保険のサービス総費用額を計算いたしますと約4億5,800万円の減少と、このような形になってきます。

この大きな理由としますのは、計画と実際の差の中で、特に施設サービスの費用というのがその利用者の中で相当差があるという形でこういった数字が出てきております。ただ、この数字につきましては、5月段階だけのものというふうになっておりますので、今後また1年間で対象者の増でありますとか、あるいはさらに費用額の増というものが十分考えられてくるだろうと、このように考えております。

それと、サービスの供給量についてでございます。このサービスの受給割合についてございま

すけれども、これにつきましては、介護報酬請求のシステム上の問題でありますとか、事業者が請求事務にふなれたために4月分の請求自体が正確なものではなく、今のところ実際のサービス量の把握というのは困難でございます。

また、サービスの利用につきましては、本人あるいは家族の方からケアマネジャーが相談を受け、計画を立てサービスを利用しておりますので、実際どれぐらい利用されているかというのについては、すべてを把握するのは困難であろうかと、このように考えております。

それと、利用料の問題でございます。この問題につきましては、介護保険における利用者負担の軽減対策につきましては、制度上で定められているものや、円滑導入のための特別対策の中で示されたものなどがございます。本市におきましても、法制度や特別対策の趣旨を踏まえ、種々の軽減対策を実施しているところでございます。

このうち特養に入所している旧措置者に対する軽減対策として、利用者負担額の減免及び特定標準負担額——これは食費の自己負担でございますが、その減免措置がございまして、現在利用者負担については49名、そして特定標準負担額については97名が減免対象となっております。また、介護保険施設入所者の標準負担額については、25名の方が減額対象として認定証を発行しております。

訪問介護サービスの利用実績による減額措置につきましては、現在107名の方を減額対象者として認定しており、社会福祉法人による利用者負担減免についても1施設の申し出があり、現在在宅サービス受給者3名の方の減免を確認しているところでございます。

なお、災害その他の事由により収入が著しく減少したことに伴う生計困難者に対する利用者負担の減免につきましては、現在までに申し出をされた方はございませんが、今後の減免対象者の申し出に対し、必要な軽減対策を実施したいと考えております。

また一方、1カ月の利用者負担額に上限を設けることによりまして、利用者負担の軽減を図る高額介護サービス費制度については、その上限が1

万5,000円の対象者が4名、2万4,600円の対象者が95名、3万7,200円の対象者や所得照会中の方28名が現在までに支給申請をされておりまして、今後も高額介護サービス費の該当者の把握に努め、制度の徹底を図ってまいりたいと、このように考えております。

それと、もう一つ、老人医療一部負担金の助成制度の中で、代替施策といいますが、市が独自に変わった施策を展開できないかということでございますけれども、前回の老人医療費制度改正のときには、大阪府は代替的施策としまして31項目の事業を挙げております。そして、今回の改正では、大阪府の自立支援型福祉社会を目指した福祉施策の再構築の中で、重点項目関連事業として60の事業を挙げています。

今回の老人医療費一部負担金の見直しは、まさに大阪府の福祉施策の再構築の中でマイナスの要因として行われたものと理解しております。この観点で、31項目の事業のうち、市関係事業としまして11年度10事業、計2億5,939万9,000円、それから12年度4事業、計2,136万4,000円、また60事業のうち同じく市関係事業として12年度6事業、計1億4,37万1,000円を泉南市として予算化いたしております。

現下の厳しい財政状況の中でございまして、今後もより一層府・国等と協調を図りながら、泉南市の福祉施策の推進に努めたい所存でございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市営住宅の改修についてお答えをさせていただきます。

市営の宮本住宅の件でございますが、宮本の2号棟、3号棟につきましては、建築後30年以上を経過しております。このことから、平成11年度に宮本2号棟において浴室設置を前提とした設備改修事業を予定しておりまして、実施に向けて大阪府や建設省と協議を進めておったところでございますが、建設省の方から既設建築分について耐震診断を実施し、具体的計画を策定する必要があるとの御指示がございました。このことから、

平成11年度での宮本2号棟における設備改修事業を見送りさせていただいたものであります。

つきましては、平成12年度に宮本2号棟、3号棟について耐震診断を実施すべく、現在その準備作業を進めているところでございます。耐震診断を実施した結果、建てかえが必要となるのか、また耐震改修での対応となるのかは現段階ではわかりませんが、以前より前畑、宮本住宅における未改修棟をどのように改修していくかについて協議を重ねてきたところでございます。

そのときより、市の考え方としましては、入居者が生活をする上での住環境の整備を基本としており、宮本2号棟、3号棟だけではなく、他の公営住宅においても改善に向け努めているところでありますが、まだ十分ではないとの認識を持っております。今後とも、入居されている個々の住戸について改善を進めてまいり所存でございます。

続きまして、時節柄大変市民生活に密接した御質問でございますが、生活道路の安全対策についてお答えをさせていただきます。

まず、市道の市場長慶寺砂川線の改修についてお答えをいたします。

議員御指摘の箇所につきましては、長慶寺墓地の参道付近の改修と存じます。当該区域につきましては、現地調査を行い現状を把握し、交通量、緊急性を考慮して、財政面も含め事業化について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、市道中の池砂川線の改修についてお答えをさせていただきます。

府道の和歌山貝塚線と当該市道の交差点付近の道路整備でございますが、本件につきましては、交通量の増加に伴う渋滞の軽減を目的とする拡幅整備を平成12年度事業として計画しておるところでございます。御承知のように、こういった事業につきましては、沿道権利者の協力と理解が不可欠なものでございまして、今後この点につきまして、事業実施に向け鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

副議長（角谷英男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 順次再質問をいたします。

ちょっと理事者にお断りを言っておきたいんですが、私が演壇で質問をしたそのぶり返しはやめ

ていただきたい。全く事業部長の答弁に至っては、もうほとんど3分の2が私が言ったぶり返しでありまして、もうそのことは心して――聞いているわけやから、耳があるわけやから、後の部分だけでよろしいです。

それじゃ、質問に入ってまいりたいと思いますが、介護保険制度の改善の問題で、利用料の軽減対策ですが、国でも厚生省がそういう把握を、いわゆるみずから受けられるサービスを切り縮めざるを得ないと、高負担のためにね。そういうことを把握しているわけです。一番身近で市民の状態を、いわゆる利用者、高齢者の実態を把握しなければならない原課がその辺の実情を握っていない。これはどうかというふうに思うんですよ。

實際上、所得階層区分表をつくれれば、大体どの層的に的を射て調査をすればいいか。調査をすべてに実施しなくても、いわゆる非課税世帯の数というのは、本人非課税、この数というのはちゃんと出ているわけですから、それ以下の層ぐらいにはせめて調査をする。

いわゆる大変な制度改悪なんですから、制度そのものの中身は別としても、財源的には国が2,500億円を削って利用者負担をおっかぶせてきた、こういうところにこの制度の第一の大きな問題があるわけですから、その辺の負担に耐えられるかどうか。これは、まさにこの事業が利用者にとってどうなるかというポイントになるべきものなんですね、利用しやすいものかどうか。そういう観点に立って実態調査をやっぱりやられるべきだと、こういうふうに思うんですよ。

そういうことで、私は、ちなみにたまたまこの介護保険制度は非常に難しいということで、住民の皆さんからも要請があり、勉強会を持ちました。そういう中で、出席いただいた40軒の皆さんに電話等を入れて、この施策どうですか、利用料負担に耐えられますかと、こういう話を聞きました。現に聞いたところが、4人の方がやはり中身を切り縮めていると、介護度4の方が、3万600円の負担に耐えられないということで、いろいろと中身をケアマネジャーの方と精査されて1万円台に減らしておられる。耐え得る限度内でこの施策を受けようと、こういうことで本当に悲しい思い

で対応されているんですね。

それから、あと3人の方はまだ受けてないけれども、これだけの負担には耐えられないからサービスを切り縮めざるを得ないだろうと、こういうように言われています。やっぱり7人、割合にして約十七、八%の皆さんが、ごく一部ですけれども、そういう結果も出ているわけですね。

この辺本当にその気になれば、8人の体制でやっておられるわけですから、本当に利用者の立場に立って調査をすれば、これはできる問題ではないだろうかと、こういうふうに思うんです。本当にこの施策が利用者に受け入れられるものなのかどうか、こういうことがやっぱりこの施策のポイントなんですね。そういった点で、私はやはりこの負担に耐えられない層については、当然利用者負担を市が公費で持つべきだろうと、こういうふうに思うんですね。

先ほどいろいろ言われました。しかし、例えば新しく特養に入られる方は、いわゆる減免を受けられないんですね。それから、在宅介護についても、減免の規定があるのは一番上のホームヘルパーの派遣だけなんです。それ以外は減免規定がないわけです。基本的にはやっぱり高い利用料負担でこの施策を受けなければいけない、こういうことになるわけですね。

それから、先ほど4億5,000万、見込み違いでこれだけ当初予算と実際との間で差が出てくる、こういうふうに言われました。特に、施設入所の関係でそういう数字が出てきた、こういうことで、この辺はなぜこういうふうに施設介護の数が減ったのか。これはどういうふうにお考えでしょうか。ただ数字を示されるだけではなくて、その辺の因果関係も明確にしていきたい、こういうふうに思うんです。そのことが非常に大事だというふうに思うんですよ。どうですか。

副議長（角谷英男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、介護保険制度の利用者負担の件について御答弁申し上げます。

まず、この利用者負担につきましては、特に利用料の減免でありますとか、そういった対応についてでございますけれども、我々としては、

この4月から介護保険制度が導入されてきて、この利用者負担の分につきましては、基本的にはやはり現在国が示されておりますその制度に沿った形で現在は対応していきたいと、このように考えております。

そして、先ほども御説明しましたように、利用料につきましては、その所得に応じまして、上限額が例えば1万5,000円で設定されている場合、あるいは2万4,600円とか、そういった3段階の利用料の——上限額ですけども、この分が設定される。そして、またホームヘルプサービス、これも当面低所得者の世帯の方々については、利用されていた方ですけども、3%の引き下げがされていると、こういった制度がされております。

そして、あと入院の分についても、議員御指摘のように、その入院の例えば食事代ですか、そういった分についても減額措置がされてるといふところもありまして、我々としては、この利用者負担については現在のところ（和気 豊君「議長、聞いてることの答弁になってない」と呼ぶ）こういった現行制度のもとでやっていきたいと、このように考えております。

それと、2番目の4億5,800万円の議論でございます。この分につきましては、これは5月の時点で認定状況等の人数を把握いたしまして、その中で、これもあくまでも仮ということでございますけれども、試算をしたというところがございます。そして、このサービスについては居宅部分、そして施設部分の両方がございます。

ただ、5月の認定者数の中で施設を利用されている方、特に介護療養型の医療施設ですけども、これを利用されている方と、そして計画で考える方の数値、この人数が違っているということもありまして、この施設の関係でサービスの総費用額というんですか、それが計算によって違ってくるというところで4億5,800万の減少ということですか、そういったのが結果的に出てきたと、こういうことでございます。

そして、当初療養型病床群の中の介護療養分について、計画では114人という数字、そして実際には現在、5月時点ですけども、31人ということになっております。この分については、まだ

これからこの分がどういうふうになっていくかわからんという不透明なところもございます。ですから、こういったところの分については、今後また数字が変わっていくのではないかと、このように考えております。

ただ、こういった状況で今後展開されるかというのは、我々としてもまだ把握はしにくいところがございますけれども、5月の時点の現実の数字で申し上げますと、そういった数字で出てくるというところでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 非常に数字が定かにつかめていないと、こういうことを前提にして物を言われるんで非常にやりにくい。いわゆる介護保険が実施されて4月、5月、二月を経過して、もう6月も終わろうとしているわけですから、その辺的確な数字の把握に努められて御答弁をいただきたいなど、こういうふうにはまず最初をお願いをしたいと思いますというふうに思うんです。

いただいている資料の範囲なんですけど、介護療養型医療施設、これの入所者の数が31名と、ということで、これは先ほどから確定した数字ではないというふうに言われたんですが、ここに入るのに6万3,000円要するんですね。大体介護度2から以降の重い方がここに入所されるわけですが、やはり私たちがかかっている部分では費用が高過ぎる。在宅介護で我慢している。お年寄り夫婦でお年寄りが面倒見なければならぬ、大変なことだと。本来であれば施設に入れてやりたいと、こういうふうには思いながらも、その費用負担に耐えられないということで、あえて在宅介護で我慢し、その在宅介護についても、先ほど申し上げましたように3万600円要る、この負担に耐えられないということで1万円台の負担にサービスを切り縮められている。その数も31という数字の中には入っているのではないかと。

いわゆる在宅の3、4が思った当初の数字よりかなりふえてきている、在宅のね。在宅でホームヘルパーの派遣等で処理されている御家庭が要介護3、要介護4でかなりふえておられる。本来、この方たちは施設に入れる方たちなんですね。と

ころが、市の推定よりも大きくこの部分でふえていると。

いわゆる在宅介護の部分で非常に水膨れの当初予算を組んでおったけれども、大体当初の水膨れ予算で落ちついた。そのかわりにこの施設の方で4億5,000万も費用の負担のお金が減少してきている。不確定要素の分もありますよ。しかし、それ全部が4億6,000万近い額が不確定要素だとは言わせませんよ。やっぱりこういう部分が多い。

私を知り得る範囲で物言うよりも、市が本来こういうことについてきちりと資料をもとに、実態調査をもとに答弁すべきなんです。それがやられてない。そうして、利用料の負担の問題も国の非常にまずい公費負担だけでお茶を濁そうとしている。

いろいろ在宅サービスについてはあるけれども、10%を3%に切るとというのは、これも年次的な問題ですよ。年がたてば10%になるんですよ。そして、1つだけですよ、ホームヘルパー派遣だけですよ。あとデイサービスもありやしショートステイもありや、それから訪問看護もありや、いろんな施策があるんです。それは全部10%じゃないですか。1割負担じゃないですか。ほとんどがいわゆる利用料の軽減策にはなっていないんです。だからこそ私はこの問題を取り上げてるんです。市はどうするんですか。この利用料に耐えられない人が困っていることをそのまま放置するんですか。何も市独自の手を打たないんですか、再度お聞きします。そのことだけ答えてください。

副議長（角谷英男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） まず、利用料の問題でございますけれども、先ほど答弁させていただきました。現在のところ我々としましても、負担の分につきましては、国の示している制度でもって対応してまいりたいと、このように考えております。

それと、次に介護療養型の医療施設の問題でございますけれども、これにつきましては、先ほども申しましたように現在31名程度と推測されます。そして、一方介護保険事業計画では、平成12年度のこの介護療養型医療施設入院者の見込み

を114名と推計していたと。そして、現時点では83名の差がございます。

確かに、この要因といたしましてはいろいろあると思いますが、一方一般的に従来の療養型病床群等から介護療養型医療施設への転換が予想以上に低調であるということから、現に入院している施設が介護療養型医療施設に指定されずに医療保健施設として継続して入院していることも考えられると、このように思っております。

また、今後市内の指定病床数につきましては、年内に療養型病床群の指定を受ける予定の病院なんかもあるというふう聞いております。ですから、この辺の動向も踏まえながら、この介護療養型の医療施設の病床数等の推移を見守ってまいりたいと、このように考えております。

それと、あと先ほども申し上げましたこの費用額につきましては、まだサービスの利用状況等今申しましたような条件もございますので、不確定なところもあります。ですので、これから、先ほどは5月の時点だけの数字を申し上げさしていただきましたけれども、さらにまた来年の数値を見ながら、今後その費用額等について考えてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（角谷英男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 全国でも利用料負担に耐えられないと、こういう弱者の皆さんに対する施策はどんどんふえてきていると、こういう傾向にあると、このことだけ言っておきます。北海道なんかでは、非常に多くの市が本当に軒をそろえてこういう施策の実施に当たっていると、こういうこともあわせてつけ加えておきたいと、このように思います。

それから、先ほど財源はあるじゃないかという問題で、9,000万のお金が老人医療助成、これの打ち切りによって浮いてるではないか。そのうち11年、12年、31項目に充てられたのは2,136万、あと7,000万弱はその点では本来代替策に充てると、こういう答弁を市長もしている限り、これは何とか利用料負担、公費負担の財源に最低限やっぱり充てるべきではないか。いわゆるむだな公共事業を削る、こういうことはもちろ

んのこと、ここに予算の範囲内で、民生費の範囲内でこれは処理できるわけですから。

それと、泉南市の何か民生費が高いというような御意見もありましたけれども、個人に対する給付——医療給付や年金給付や、あるいはそのほかいろんな給付がありますけれども、いわゆる扶助費ですね。これは大阪府下の1%から3%近く低いですよ。特別な同和個人給付なんかもありますけれども、それを上乘せしてでもなお平均2%の低さだと。

ですから、当然そういう意味からも、弱者、困っている個人の皆さんには、せめて施策の上で救済をしてあげる。これが老人福祉法の精神でもあるんです。そのことを強く私は申し述べて、引き続いて利用料負担の公費負担を求めてまいりたいというふうに思います。

それから、先ほど市長から長々と答弁をいただきましたが、市長ね、高齢者世代間の公平を図ると、こういうことが1つこの基本的な廃止の観点なんだと、こういうふうに言われました。ところが、私、時間がありませんので、一言だけ言っておきたいんですが、生活保護家庭は實際上医療費は全額無料なんです。そして、複数世帯になりますと生活保護家庭というのは課税世帯になるんです。収入は高いんです。そういう人でも無料なんです。

ところが、今回のあれでは、いわゆる老齢福祉年金受給者はもちろん非課税ですね、月額3万3,400円ですから。この方についてもこの制度の中に入って、非課税世帯は当然打ち切りになってしまうわけですね。そういうことで、いわゆる世代間の平等性にはまさに同じ市がやる施策でこれだけの違いがある。地方自治法10条の立場からいっても、これは非常におかしい。ひとしく受益を与えられなければならない住民の間に格差がある、こういうことについては、これは制度上の欠陥だと思うんです。

大阪府がやってくるからということで、それを唯々諾々と受けるのではなくて、問題があればそこに主体性を発揮する、これが一番末端でいわゆる今の不況の荒波に困窮されている、そういう皆さんの立場に立って施策をする、こういうのが地

方自治体の首長の役目だろうと、こういうふうに
思います。そういうことについてもやられない。
非常に福祉切り捨て、この行革を先行させている
という冷たい姿勢には私は納得がいかない、その
ことだけ申し上げておきたいと、こういうふうに
思います。

それじゃ、最後になりますが、老朽公営住宅の
改修の問題なのですが、これについて山内さんね、
事業は進めていただく、これは当たり前のことな
んです。

それで、例えば2号棟なんかは41年に建って
るんです。同じ41年に建った1号棟は平成7
年に改修をされている。ところが、昭和49年に
建った5号棟、これは平成9年に改修をされてい
る。改修でいけるぐらいにまだ十分耐用年数、対
応できるような状況だったというふうに思うん
ですが、問題は、この平成7年の前に阪神大震災が
あって、皆さんから異口同音に窓枠サッシのたて
つけが悪くなったと、こういう声がほうはいと
して沸き上がったんです。

これに対して、ただ何か薬を吹きつけて滑りを
よくした。もうすぐあかんようになった。対応の
おくれどころか、はっきりと土台、基礎部分から
サッシのたてつけが悪くなっているということが明
らかであるにもかかわらず、この間に改修をせず
に突然49年——突然と言うたらおかしいけども、
順番からいけばまさに2号棟、3号棟を順番にや
るべきなんです。41年、43年に建ってるわ
けですから。これを49年に建っている平成9年
の方を先行してやられると、こういう行政のあり
方、これも住民の皆さんは納得がいかない。もっ
と公平に、悪いところから先に修復をしていく、
これが当たり前のことではないかと、こういうよ
うに言われてるんです。

サッシについては、まだ二、三何か個人的に見
てきたところ、当面処理するというふうに言っ
ておられるんですが、あと、先ほど署名があつた
ということを言いました。32名の方から署名が出
ているんですが、そのうち9割近い28名の皆さ
んがもう本当に異口同音にベランダサッシの取り
かえ、これを言っておられるんです。サッシがあ
かない。無理してこじあげようと思えばガラスに

ひびが入る。明らかに土台、基礎の部分から状態
が悪くなってきている。明らかなんです。それ
をこれから3年もまだ待たなければならない。

これから夏場を迎えて涼しい風を入れたい、こ
ういうことができない。これは3年間待たなあか
ん。来年は何ですか、実施設計ですか、うまくい
ってことし調査費、それで建設でしょう、14年
は、15年にならんと入れへん。丸3待たない
かんわけです。うまくいってですよ。また予算が
ない、建てかえですから二億数千万要するという
ことになりますよ、過去の例からいいますと。

それから、もう1つ言わしていただければ、A
棟、B棟、これはほんまにずさんですよ、この建
設は。やるべきことはいいですよ。そやけど、見
通しをもってやったのかどうかということになれば、
当初高齢者住宅ですから当然65歳から募集
をされた。それで入ったおうちには1軒もないでし
ょう。今現在入ってはるのは、年齢を低めて55
歳からにしてやっと14軒ほど詰まったんでしょ
う。もっと見通しを持ってしっかりと事業をやっ
てくださいよ、住民の立場に立って。本当に困窮
者の人の立場に立って、建てかえが必要やったら
建てかえをやる。

お聞きしたいんですが、このサッシの取りかえ
については、いわゆる建てかえや抜本改修を待た
なくても、やってあげられるんですか。その点、
聞かしてください。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市営住宅の建て
かえ、また改修の件でございますけども、今現在
建てかえについての基本的な考えを決めておるの
は木造の3住宅のみでございます。また、これか
ら鉄筋の住宅についても、どのように改修するか
ということについては、当然長期的な観点から、
また既に宮本住宅、前畑住宅の半分が改修して
おりますので、それとの公平性の問題もございま
すので、順番にやっていきたいというふうに住民の
方には説明をさせていただいておるところござ
います。

それと、どういう順番であるかということにつ
きましては、古い建物から順番にするというのも
1つの方法でございますけども、改修に当たって

は、住民に御説明申し上げて順番を決めたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

今現在、宮本の2号棟、また3号棟についての改修に取り組んでおられるわけでございますけれども、その中での具体的なサッシの取りかえと、こういう部分につきましては、これはもう取りやめたことでございますけれども、平成11年度の予算で増設を含めてサッシの部分も改修するという予定でございましたが、今回先ほど申し上げました理由によって、改めて耐震診断をやり直すと。やり直すという意味は、耐震診断によって改修の計画を立てるということでございますので、その中に含めて増設以外の改修についても検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

副議長（角谷英男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 検討していくという問題じゃないでしょう。いつもあんた、値上げのときには新公営住宅法とか公営住宅法をお出しになるけれども、この新公住法の目的には、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備する、住宅に入っただけ、まずそのことが大前提ですよ。

それから、修繕の義務ということでちゃんと義務規定でうたわれてるんです。この中には、事業主体は公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、まさに基礎部分からきてるというのは、だれが見ても明らかです。1部屋だけじゃないんですから、すべてのところでひずみが出てきて窓があげられない、こういう状態になっているわけですから、まさに土台の部分、これについては遅滞なく修繕しなければならないと、義務規定としてちゃんと載ってるんです。

そそくさと検討する、そんな悠長な問題じゃないんですよ。この夏場に向かって窓のあけ閉めができないんですよ、開閉が。どないするんですか。管理者の事業主体としての責任を果たさないよ、家賃も値上げしたことやし。激変緩和措置で5年たてば一般並みの家賃になっていくわけでしょう。ちゃんと法に照らしてやりなさいよ、やるべきことを。検討というのはまかりならん、そんなものは。我々は法律で事運んでる、悪法も法律ですけども。こんなきっちりした法律があるんですから、

それに従わなあかんですよ。どうするんですか、これだけの署名が出てきてるのに。変わったのは市の都合でしょう。大阪府の指導があって変わったんでしょ。入居者の責任じゃないじゃないですか。そして、こし耐震構造調査をやって、来年に実施設計やって、再来年には建てかえと、うまくいってこうでしょう。

さっき13億という話がまた出ましたけれど、新たなお金がどんどん要ってきますやん。それも必要不可欠な、不要不急の仕事と違いますよ。13億から14億のお金がまたまたぞろ要ってくる。そういう財政事情で簡単におたくら変わる。800万のお金で子供たちをプールから追い出してしまう、そんなことを平気でやるんですよ。どうですか。

これだけははっきりと住む人に快適で文化的で健康な生活を営むと、こういう保障をするために延びてる間待つということではなくて、今すぐに速やかに補正予算でも組んでやりなさいよ。（巴里英一君「ちゃんと説明せえよ」と呼ぶ）当たり前でしょう、それが。市の都合でしょう。要らんこと言わんでもええ。私が説明させるように物言うてるんやから、物言うな。物言うな。答えなさい。

副議長（角谷英男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、現在生活しておられる方、この方の不便という部分は、これは我々もお聞きしておりますし、その部分の改修については努力しております。まず、なんせ予算の伴う部分については、現計の予算内でできる部分とそうでない部分、これらは当然整理をして、現計の予算の中でできる部分については即座に対応しておるところでございます、また予算を計上しなければいけないような事業については、当然議会にお諮りもしてやっておるわけでございますので、今現在その調査も進めております。それに基づいて我々は判断をしていくということでございます。

副議長（角谷英男君） 和気議員。

13番（和気 豊君） 私は補正予算を組んでも法にのっとった義務を果たすべきだと、こういうふう聞いたんですが、それも含めてやっている

と、こういうふうに理解してよろしいんですね。よろしいですね。よろしいね。そういうことにならずにいただきましたので、私はそれを了として速やかな対応を——市長、市長にも一言、お金の要る問題ですから。最終権限者はあなたですからね、市長。

〔発言する者あり〕

副議長（角谷英男君） 向井市長。お静かに願います。

市長（向井通彦君） この間いろいろ御要望いただきましたので、もう一度建築課の方で現地調査もするという事になっております。その上で、要するに根本的な大規模改修か建てかえかという問題もございますから、それとの兼ね合いということもございますから、その辺は総合的に判断をするということにしたいと思っております。

副議長（角谷英男君） もういいですか。あと2分です。

13番（和気 豊君） それじゃ、まだ時間があるようでありますので。市長ね、どの施策をとっても、まずいわゆる介護保険にかかわる利用料の公費負担の問題、これについても前向きではない。そして、老人医療一部負担制度の打ち切り、これについても本当に困っている、非課税でもいろいろ限度があります。さっき言うた月額3万3,400円しかちょうだいされていない皆さんについても非課税世帯なんです。非課税で全部くくってしまうには、余りにも無慈悲なやり方ですよ。その辺について1つはよく考えて、いわゆるめっこを入れて施策を考えていく。

そして、今の老朽住宅の問題でも、あなたは総合的にということ、やろうと思えば予算の裏づけが要るわけですから、当然それについて補正予算等で対応していきたい、これが入居者の立場なんです。しかし何か行革、いわゆる市民を切り捨てる行革、そして公共事業には優先を貫かれる。

農業公園の問題にしても基幹農道の問題にしても、15年、16年には一気に駅前再開発も含めて立ち上げていく。そこへの財源確保のための予備措置を今一生懸命にやっておられる、こういうむだの多い大型公共事業優先の立場をあくまでも固執をされ、弱者を切り捨てていかれるあなたの

基本的な姿勢、私は非常に残念でなりません。

そのことを最後に一言言って、その改善を強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

副議長（角谷英男君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明29日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（角谷英男君） 異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明29日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時55分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 松原義樹

大阪府泉南市議会議員 奥和田好吉